

平成25年白老町議会定例会12月会議会議録（第1号）

平成25年12月10日（火曜日）

開 議 午前10時00分
散 会 午後 4時30分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 行政報告について
 - 第 5 一般質問
-

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（12名）

1 番 氏 家 裕 治 君	3 番 齋 藤 征 信 君
4 番 大 淵 紀 夫 君	7 番 西 田 ・ 子 君
8 番 広 地 紀 彰 君	9 番 吉 谷 一 孝 君
10 番 小 西 秀 延 君	11 番 山 田 和 子 君
12 番 本 間 広 朗 君	13 番 前 田 博 之 君
14 番 及 川 保 君	15 番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（2名）

2 番 吉 田 和 子 君	5 番 松 田 謙 吾 君
---------------	---------------

○会議録署名議員

8 番 広 地 紀 彰 君	9 番 吉 谷 一 孝 君
10 番 小 西 秀 延 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君
理 事	山 本 誠 君

総合行政局長	岩城達己君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	本間勝治君
総務課交通防災担当課長	畑田正明君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課アイヌ施策推進担当課長	廣畑真記子君
健康福祉課長	長澤敏博君
建設課長	岩崎勉君
上下水道課長	田中春光君
教育課長	五十嵐省蔵君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	前田登志和君
監査委員	岡英一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 12 月 10 日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会 12 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 102 条の規定により、議長において、8 番、広地紀彰議員、9 番、吉谷一孝議員、10 番、小西秀延議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、11 月 28 日及び 12 月 6 日に開催した議会運営委員会での本会議の運営に関する協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、11 月 28 日及び 12 月 6 日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成 25 年白老町議会定例会は、明年 1 月 5 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により 12 月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成 25 年定例会 12 月会議の運営の件であります。

まず、12 月 6 日に議案説明会を開催し、12 月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会 12 月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成 25 年度各会計の補正予算 3 件、条例の一部改正 2 件、指定管理者の指定 4 件、人権擁護委員の推薦 1 件の合わせて議案 10 件であります。

また、議会関係としては、定期監査等の結果報告、議員の派遣承認及び委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取り扱いの協議結果は、会議規則第 31 条の規定に基づき一括して議題とする事件は、報告第 1 号、第 2 号の監査に関する報告議案 2 議案の合わせて一括議題 1 件であります。

次に、一般質問は既に11月28日午前10時に通告を締め切っており、議員9人から15項目の質問の通告を受けております。このことから一般質問については、本日から12日までの3日間で行う予定としております。

以上のことから、本12月会議の会期については、本日から12月13日までの4日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会12月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね4日間としたところではありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会9月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成25年白老町議会定例会12月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、白老町総合防災訓練についてであります。10月29日、大規模な地震と津波を想定した総合防災訓練を実施いたしました。今回の訓練は、平成25年度北海道防災総合訓練の胆振管内のモデル町として、国、北海道を初め、陸上自衛隊第7師団、白老駐屯地、苫小牧警察署白老交番、伊達赤十字病院、白老町消防団など多くの防災関係機関と連携して、午前9時に青森県東方沖を震源とするマグニチュード8を超える巨大地震が発生し、大津波警報が発表されたという想定で、警報等情報伝達、住民等避難、救出救助、医療救護、情報収集、町職員初動、

災害対策本部運営の7項目の訓練を実施したところであります。訓練には、各町内会、事業所を初め、町内全ての小中学校、高等学校にも協力をいただき、本年8月に作成した白老町津波避難計画に基づいた避難行動や町職員の初動対応などが実践され、昨年度の津波避難訓練の参加者数を上回る約3,700人の参加がありました。今後は、今回の訓練での課題等について必要な検証を行うとともに、災害に対する町民の意識高揚や関係機関との連携を図りながら、防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、川沿ソーラーファームの竣工についてであります。本施設は11月1日より稼働しており、本町で最初の大規模太陽光発電所となります。事業主体は日本電設工業株式会社で、総工費は約3億4,000万円、敷地面積は約2万5,700平方メートル、発電出力は約1,250キロワットで一般家庭357世帯分の消費電力量に相当します。事業期間は20年間の予定で、全て北電に売電するものであります。また、本施設にはソーラーパネルを一望できる見学台が設置されたほか、役場庁舎内には発電状況や二酸化炭素の削減量を表示するモニターが設置され、環境に優しい安定したエネルギー供給や自然エネルギーの学習の場として利用されることを期待しております。

次に、白老港第3商港区供用開始についてであります。議員各位にもご出席いただき、11月2日に北海道開発局室蘭開発建設部、白老町の主催により、第3商港区水深11メートル岸壁において港湾及び地元関係者など約100名にご出席いただき記念式典を挙行了しました。供用開始により町内外企業の大幅な輸送コスト削減が図られ、第1、第2商港区の狭隘が解消されるなどさまざまなニーズに対応できるようになり、地域産業や地域経済の活性化への大きな期待が寄せられております。道内物流拠点としての充実に加え、地震、噴火等の大きな災害時に貢献できる、機能的で利用しやすい港湾にしたいと考えております。

次に、民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議の設立についてであります。民族共生の象徴となる空間整備が白老町に決定して以来要望してまいりました事業推進のロードマップが、9月11日にアイヌ政策推進会議で発表され、平成32年の東京オリンピック開催前に開設・公開されることとなりました。本町といたしましては、国立施設の完成に向けて、アイヌ文化の理解・普及を前提として、教育・学習・人材育成などの推進や町活性化に向けた周辺整備、商業や観光客の拡大、PR活動強化の検討を行い、関係団体の協力によるオール白老としての取り組みを推進することを目的に、11月22日に町内23団体によって組織する民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議を設立しました。今後、推進会議において推進構想及び推進プランの策定に取り組み、官民それぞれの優位性を発揮しながら、国立施設の整備を起爆剤として、全町が一体となった活動を展開して活性化を目指してまいります。

なお、本12月会議には、議案9件、諮問1件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 行政報告が終了いたしました。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと

と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきいただきます。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 本日から一般質問を予定しております。一般質問の通告の締め切りにおいて9名の議員から15項目の通告が出されておりましたが、2番、吉田和子議員から一般質問の取り下げの申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、8名、13項目の通告により一般質問を行います。

一般質問される議員及び町側の答弁をお願いをいたします。一般質問については一問一答方式で実施しております。一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁においても簡潔明瞭にされるよう議長から特にお願いを申し上げます。

日程第5、これより一般質問に入ります。

本日の一般質問は、3名の質問を予定しております。2番、吉田和子議員の一般質問の取り下げにより、あすの予定であった4番、大淵紀夫議員の一般質問を本日の日程としておりますので、ご承知おきください。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。まず、教育にまつわる故事を引用してから始めたいと思います。米百俵の故事であります。明治初期に長岡藩は財政が窮乏し、この窮乏を見かねて救援のため米百俵が送られてきました。藩の指導者は、「百俵の米も、食べばたちまちなくなるが、教育に充てればあすの一万、百万俵となる」として、この米百俵の売却金によって学校を開設いたしました。後に多くの人材を育て輩出することになりました。町の財政再建、教育を考えたとき、米百俵の精神こそ今の白老に必要と思えてなりません。そこで、教育振興について6項目質問いたします。

1項目め、いじめについて伺います。①、過去5年間のいじめ、校内暴力、不登校の件数、児童生徒数と実態について。②、いじめ等を学校が知った方法と取り組み。③、いじめ防止対策推進法の内容と基本方針について。④、法に基づいて教育委員会、学校が担うべき役割と体制づくり及び実効性の担保について。

2項目め、萩野・白老地区の学校支援地域本部事業について伺います。①、町としての独自性、各地区でそれぞれ取り組まれている活動内容、状況、地域団体やPTA等既存の組織との

連携、組織体制について。②、コーディネーターの位置づけと役割について。

3項目め、萩野・白老地区ふれあい地域塾の組織、活動内容及び児童生徒の参加数について伺います。

4項目め、しらおい教師塾の趣旨、目的、講師の陣容、講座の内容と時間数、受講対象範囲と定数等について伺います。

5項目め、25年度実施全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）について伺います。①、学力テストの結果と分析及び白老町の特性と課題、そして、対策について。②、学習状況調査の分析及び白老の特性と課題、そして、対策について。③、学力を向上させる町独自の取り組みについて。④、学校別成績の公表の考えについて。

6項目め、学校給食費等について伺います。①、24年度、25年度の学校及び給食センターで実施している食に関する指導の取り組み実態について。②、小学校の現行給食と未納状況について。③、給食費改定と消費税率改定への対応についてであります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 教育振興についてのご質問であります。

1項目めのいじめについてであります。1点目の過去5年間のいじめ等の児童生徒数と実態についてであります。初めに、学校が認知したいじめの件数は、平成21年度44件、22年度37件、23年度15件、24年度14件、25年度は11月末時点で認知件数はありません。これらについては、いずれも学校の指導によりいじめは解消しております。

次に、校内暴力の件数は、21年度11件、22年度10件、23年度1件、24年度1件、25年度は11月末時点で報告はありません。この内訳は器物損壊11件、生徒間暴力10件等となっています。

最後に、不登校の児童生徒数は、21年度32名、22年度20名、23年度25名、24年度25名、25年度は11月末時点で16名となっています。いずれも家庭の事情、心因性並びに怠学傾向による欠席となっています。

2点目のいじめ等を学校が知った方法と取り組みについてであります。各学校においてはいじめの問題の認識を正しく持ち、子供の内面に思いをはせ、指導できる教員の資質向上や、いじめの情報を共有できる校内の体制整備を進めるとともに、教員の日常的な観察を初め定期的ないじめアンケートや生活状況調査、教育相談等の実施、学校便りや相談カードの配布等を通じた保護者への周知など早期発見に努めています。また、いじめの疑いがある問題が生じた場合には、事実関係を明らかにした上で、児童生徒への指導はもちろん保護者へも説明を行うなど、学校全体でスピード感を持って解決を図るよう、保護者や教育委員会等との連携のもと問題解決に取り組んでおります。

3点目のいじめ防止対策推進法の内容と基本方針についてであります。この法律は23年度に起こった大津市のいじめ事件を契機に、いじめの問題は安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体の国民的な課題として、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため制定された法律であります。法ではいじめ防止等の基本理念や対策の基本となる事項を示

しており、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者の責務等を明らかにするほか、国及び学校にいじめ防止基本方針を義務づけ、地方公共団体には策定に努めるよう求めています。

4点目の教育委員会、学校が担うべき役割と体制づくり、実効性についてであります。いじめ防止等のために、地方公共団体においては、地域の実情に応じた地域基本方針の策定、また、いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会に附属機関を設置することが望ましいとされています。他方、学校に対しては、学校いじめ防止基本方針の策定及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置が義務づけられるとともに、法律は一定の人間関係にある児童や生徒の行為により被害者が心身の苦痛を感じている状態をいじめと定義し、いじめと疑われる事案があれば速やかに事実確認をしております。さらに、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求め、心身に重い被害を受けたり、長期欠席を余儀なくされたりしたケースは重大事態と規定し、学校、教育委員会が主体となって調査することとなっております。

2項目めの萩野・白老地区の学校支援地域本部事業についてであります。1点目の活動内容、状況、地域団体やPTAとの連携についてであります。学校支援地域本部事業については、本町では20年度に文部科学省のモデル校として萩野中学校で始めており、現在は白老中学校区、白翔中学校区で実施しています。各中学校区単位では、コーディネーターを中心に環境整備や図書ボランティア、登下校時の見守りなど、地域の登録されたボランティアにより各種学校活動への支援を行っています。また、各団体からボランティアの発掘の情報収集やPTAからの協力もいただくなど、お互いに連携をしながら実施しています。

2点目のコーディネーターの位置づけと役割についてであります。コーディネーターは、学校の教育活動において支援が必要なことに対し、支援ボランティアの発掘や地域素材の提供を図るため学校とボランティアの間に立ち、両者の思いやねらいを受けとめ、調整し、まとめる役割を担っています。

3項目めのふれあい地域塾の組織、活動内容、参加人数についてであります。ふれあい地域塾については、子供に基礎的・基本的な学力をつける、ふるさと白老にふれる体験学習を行う、子供、大人の触れ合いを深めるを目的に、平成24年度より夏、冬の長期休業期間を活用し、2日から3日間の日程で実施しています。活動内容としては、学びの時間、英会話にチャレンジ、自然体験や手芸、工作などボランティアの協力をいただきながら実施しています。また、ことしからは中学校においても長期休業中の学習強化事業として、5日から6日間の日程でステップアップ地域塾として実施しています。参加人数については、24年度の夏が延べ児童数281名、冬が延べ児童数286名、25年度の夏が小学校、延べ児童数415名、中学校が延べ生徒288名となっており、ことしの冬休みにおいても12月26日、27日に実施します。

4項目めのしらおい教師塾の趣旨と目的、内容等についてであります。今年度から開講したしらおい教師塾は、町内全ての学校の教員を対象に、高い価値に触れ、自己の生き方を考えたり、優れた実践家に学んだりすることを通じて教員自身の人格を磨くことを目的に、教員の総合的な人間力向上を目指す研修であります。講師は、本事業の目的から、学校現場と異なる分

野から、横浜の学習塾経営者、札幌市の民間教育研究所代表の2名に依頼し、1講座2時間、年間5回を計画し、これまで4回実施しております。内容については講師による講義と実践交流とし、これまで延べ264名の教員が参加しています。

5項目めの25年度実施全国学力・学習状況調査についてであります。1点目の学力テストの結果と分析、白老町の課題等についてであります。本町の子供たちの平均正答率は、国語、算数、数学ともに全道の平均率と同程度の区分に位置しています。前年度の結果と比較すると、小学校国語A問題を除き他の7教科において全道、全国平均との差が縮まっており、特に中学校国語A、B問題はいずれも全道平均を上回る結果となっています。こうしたことから、本町の子供たちの学力の状況は、児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードを踏まえた各学校の取り組みにより、一定の成果となってあらわれています。さらに、今後は国語科における言語に関する能力、書く能力、算数・数学科における計算、求積、関数的な考え方、図形に関する知識理解など、基礎的、基本的な事項の一層の徹底が課題となっています。

2点目の学習状況調査の分析、白老町の課題等についてであります。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から、全道の平均値と比較すると、本町の子供たちは1日当たり1時間以上学習する割合が少なく、3時間以上テレビを見たり、ゲームをしたりする割合が高く、依然として家庭での生活習慣に課題が見られます。このことは、子供が家庭で学習できる時間や場を持ってないという子供の生活習慣上の課題について、学校と家庭とが共通認識に立っていない現状があります。そのため町教委としては、子供たちの生活習慣の改善を図り、家庭と危機意識や課題認識を共有できるよう、小中学校の保護者への啓発資料として、家庭教育のすすめを定期的に発行し、学校と家庭との連携強化に努めています。さらに過去7年間の全国学力テストを活用した国語、算数の学習ドリル、白老町スタンダード学びガイドを作成いたしました。これを小学校5、6年生の全ての児童に配布し、長期休業中の課題や宿題、家庭学習などさまざまな場面で活用しながら、子供の基礎学力を育成する取り組みを進めています。

3点目の学力を向上させる町独自の取り組みについてであります。本町においては23年度より学力向上の指針として、児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードを策定し、町内全ての学校が、授業の充実、学習環境の充実、家庭学習の充実を柱に自校の児童生徒の実態を踏まえながら校内研修等と連動させ、計画的、効果的な取り組みを進めています。また、各学校の具体的な指導や着実な成果と合わせて、今年度は学びの連続性の視点から、各中学校区の小中学校の連携を具体的に進めており、授業参観や出前授業の実施、9年間を見通した学習規律の整備、宿題、家庭学習への取り組ませ方などについて協議が行われています。さらに、町教委としては、子供たち一人一人の習熟の程度に応じた少人数指導を年間通して計画的に実施できる体制整備に努めるとともに、道教委の巡回指導教員活用事業、外部人材活用事業や町単費による算数・数学サポート事業による教員を充てて授業を支援するなど子供たちの確かな学力を育成する支援を進めています。

4点目の学校別成績の公表の考え方についてであります。全国学力・学習状況調査の結果について、11月、文部科学省より来年度から学校別の結果を市町村教委の判断で公表できるとの

見解が示されました。現在、学校別の結果公表は学校の序列化や数値だけがひとり歩きしてしまい、過度の競争を招きかねないとの懸念から禁止されており、来年度以降の公表に当たっても平均正答率を一覧表にすることや単純な順位づけは禁止されており、文部科学省からも適切な公表例については示されておられません。こうした点と合わせて、子供の学力向上に資するという全国学力・学習調査本来の目的や小規模校が多い本町の実情から鑑み、現段階で学校別の結果を公表できる環境にはないと考えております。しかしながら、今後、国の動向や保護者の意向を確認しながら公表のあり方について検討したいと考えています。

6項目めの学校給食費についてであります。1点目の24年度、25年度の食に関する取り組みについてであります。各学校においては、自校の食に関する指導計画に従い、栄養教諭による指導のほか給食を通じた異学年交流、地域住民との会食、また、家庭科や総合的な学習の時間の目標を踏まえながら、地場食材を活用したメニューづくりや食材の魅力を町外へ発信する学習活動などさまざまな取り組みが実践されています。

2点目の小中学校の現行給食費と未納状況についてであります。給食費については1食当たり小学校低学年が262円、高学年が269円、中学校が315円となっています。次に未納状況であります。24年度決算では、現年度収納率は97.71%、前年比マイナス0.02ポイント、滞納繰越分の収納率は17.14%、前年比マイナス0.76ポイント。現年、滞納繰越分の合計で89.34%となっております。

3点目の給食費の改定と消費税率改定への対応についてであります。給食費については21年度、22年度の2カ年で改定しており、改定後3年から4年が経過しています。また、来年度からの消費税率改定の対応については、現状の学校給食の質を維持する上でも給食費の改定を検討しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） まず、いじめについてであります。滋賀県大津市のいじめ事件を契機にいじめ問題が全国的な課題になり、いじめ防止対策推進法の制定にもつながりました。大津市の市立中学2年生の男子生徒が23年10月に自殺した問題で、市長はいじめに関する第三者調査委員会を設置しました。調査委員会はことしの1月、200ページを超える詳細な報告書を市長に提出しております。報告書は3部構成からなり、第1部では事実関係から浮き彫りになった問題を抽出した自死に至るまでの事実。第2部では主に学校、教育委員会、両者共通の問題点を洗い出した事後対応。そして、第3部は子供が健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言をしています。報告書からは貴重な教訓を引き出すことができます。そこで、教育長はこの報告書を読まれていると思いますけれども、教育長としてどのような受けとめ方をされているかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） 今議員のほうからありました調査報告書、それから、ことしの4月

の文芸春秋で出されました父親の手記、それから、この大津のいじめ事件は起こってから1年たって社会問題化した事実があるのですけれども、それを取り上げた共同通信社の大阪支部の取材のレポートも読ませていただきました。読む中で本当であってはならないことだというふうなことは思いましたけれども、14歳の子供が本当にかげがえのない命をみずから絶たなければならないというそういう心の動揺と、14階のマンションの上から飛び降りるときのその心情を考えたとき、本当にどういう言葉であらわすべきか、私自身も言葉をなくするところですけども、本当に悲しくて大変な事件だと思っております。同時に、この報告を通して、やはり私は現場にいた身として幾つか課題を見ました。一つは学校の中における思春期の子供たちの心の状況の認識不足。それから、いじめに対する理解不足。それから、大変大きな大規模校なのですけれども、そこの中で教師間の同僚性がなかったと。そういうところが大きな課題だと思いましたが、それと同時に本来、指導、管理に当たるべき教育委員会が指導性を発揮できていなかったということにも残念さを思いました。同時に、本町においても決してこういうようなことがないように、学校現場、それから、保護者の皆さんと本当に信頼関係を持ちながら、子供のいじめを未然に防いでいくような教育活動を展開したいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） よくわかりました。それで、1点だけ伺いたいと思います。今お話ありました大津市のいじめ事件にならって、各地区で学校でのいじめに対する被害届が警察に殺到したようです。警察に摘発指導された児童生徒は例年の数倍になったと言われていています。文科省は犯罪的ないじめの場合は一刻も早く警察に被害届を出すようにとする通達を平成24年11月に出して、教育委員会や学校へ警察に早期連絡と連携をするようにとこう求めています。そこで、このいじめ防止法も学校が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合は直ちに警察へ届けることも明記しております。教育現場に警察を入れ、いじめを刑事事件化することに賛否両論はあります。教育委員会も運用に当たっての方針があると思われませんが、この処置について教育長はどのような姿勢で臨もうとしているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今学校における問題というのは、非常に価値観の多様性のある保護者、子供が学校現場には存在しております。そういう中でこれまでのようなというか、昔と言えばちょっと時代が古くなるのですけれども、学校現場にあった、話せばわかる、話していけば必ず理解を得るといような状況ではなくなっていることは事実なのです。全体的に言えば、確かに今議員がおっしゃったように、学校問題の法化現象というのが非常に多く見られております。ですから、今回の出ました学校現場におけるいじめという一つの事例の中において、やはり重大性のあるものについては各関係機関との連携を持ちながら、また、その中の一つとして警察との連携も考えられると私は思っておりますし、少なくともいじめをなくするための方策が必要であると、これが必要だということについてはいろいろな形で学校現場とも協

力、それから、保護者の理解を得ながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、答弁でもありました器物損壊、それと生徒間暴力が認定されています。今教育長からも答弁ありましたが、私もいじめという名のもとで暴行や傷害、恐喝などの犯罪は見逃すべきではないと考えています。しかし一方では、警察に丸投げしても根本的な解決にはならないということも私は承知しています。そこで、いじめ防止法では防止に即時対応できるよう第三者委員会を常設しておくことが望ましい、これは教育長の答弁にもありました。このため第三者委員会を設置するには条例で定める必要があるのです。そこで、この第三者委員会の設置についてはどのように考えているか伺います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） まず、条例化についてということですが、いじめの問題は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害して、また、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、身体に多大な危険を生じさせるおそれがあります。町教委としてもいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進しなければならないと考えております。従いまして、法の趣旨を踏まえつつ、条例化については実効性のある取り組みを検討したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 条例を検討ということは、前向きに具体性を含んだ検討という意味でいいですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 法の趣旨を考えますと、そのような方向に進むと考えています。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁の中にもありましたけれども、学校や教職員も取り組まなければいけない責務があります。これはもう1回、私も言わせてもらいますけれども、それは学校いじめ防止法基本方針を必ず定めて、さらにいじめ対策組織を常設することになって、さらにインターネットでのいじめについても対策が強化されています。そこで、ただいま申し上げましたいじめ防止基本方針、いじめ対策委員会、インターネット対策、この3点について、それぞれ学校としてどのように取り組んでいくのか。そして、このスケジュールはどのようにするのかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 学校での取り組みについては、この推進法においては義務条件ですから取り組んでいかなければなりません。それで、これまでも町教委としては学校のほうにい

じめ防止についての基本方針、それから、学校にその解決を図る組織、それから、インターネットについては道教委でネットパトロールをしております、その情報をもらいながら学校での指導に当たっておりますし、先生方においてもネットトラブルの關係の講習会も含めて実施しております。今のところは学校にこれまであるいじめに対する基本方針、それから、組織等を含めて整理を図って、まずは今年度中に各学校で策定をするように指示をしております。ただ、今後、議員もおわかりのように道のいじめ条例が今出てきます。きっと来年年明けてからの定例会3月會議になるかと。今情報が入ってきているのですけれども、その情報を見ながら再度また具体的に考えていくことも、局との連携も含めて今学校には指示しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今教育長から答弁ありましたように道の条例、いじめ基本方針、かなり具体的になっているのです。かなり学校のほうに教育委員会も通して、かなり事務量がふえてくると思います。そこで今言ったように、この關係で学校や教職員の業務量がふえると思います。そして、煩雜することは間違いないと私は思います。それで、ゆとり教育が見直されて学習指導要領が全面実施になって授業時間数がふえています。そして、教職員が児童生徒と接する時間、機会が減っていますとこうなっています。このことは市町村教育長のアンケートでも過半数の教育長が児童生徒と接する時間が減少したことを挙げているのです。そこで、法制化によって学校、教師がますます多忙化し、逆にいじめの対策が形骸化してしまうのではないかと。そして、学校現場の多忙化を解消することのほうが先決ではないかと、こういう意見も結構あります。私も子供とかかわる時間を確保して子供の話に耳を傾ける時間を最大限やっぱり取るべきだとそう思います。そこで、教育長に伺いますけれども、教師の多忙化と、その多忙化を解消するそういうものについて教育長はどのように考えているのか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） この学校における多忙化の問題については、本当に現場はもちろんそうですけれども、教育委員会から見ても大変な問題だとは思っております。そういうことで、今学校現場のほうにはこういう観点で指導をしております。1つは、部活については1週間のうちは必ずどこかで休みにするという。それから、會議については前もって議題を整理して、そして、時間をかけないようにすること、それから、長期の休み期間に時間を使って協議を図るだとか、それから、少なくとも1カ月に1回定時の退勤をするだとかそういうふうなことも含め、そういう時間をとりながら子供との触れ合いの時間を何とか確保していこうというふうな指示を今しております。いじめの法的な部分が出てきたから、さらに負担になるかと言えば、その対応についてはこれまでである、先ほども申し上げたような学校でやられていたものを基本的につくり直すというか、押さえ直しをするということで間に合うと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、学校支援地域本部事業についてであります。今の教育長の答弁もこの地域本部事業にもかかわってくると思います。そして、この事業が地域全体で学校教育を応援して地域の教育力の向上を図るものということです。私もこれは意義深いものであると思うので、ぜひ本部事業を継続して発展させていっていただきたいと思っています。それで、地域本部は基本的には地域コーディネーター、支援ボランティア、地域教育協議会から構成されていると。文科省もそういうふうに指導しています。ただ、この地域教育協議会はどのような支援を行っていくのかといった方針などについて企画立案を行う重要な組織なのです。これはただいま申し上げた地域教育協議会の設置は白老町ではどのようになっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問ですが、地域協議会ということですが、本町においては白老中学校区、それから、白翔中学校区の学校支援地域本部の運営委員会という名称を使っております。それで、そのメンバーに関しましては各学校区の小中学校の校長、それから、PTA会長、それから、各地区の町内会長、それから、コーディネーターと教育委員会とで組織をしております。これにつきましては学校支援地域本部事業で行う事業の計画等の審議をしております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、地域教育協議会は、この地域本部をつくるときの運営委員会がその役を果たしているということでもいいのですね。

次に、この地域本部事業の活動の中に学習支援というのがあるのです。これは全国的に多くの学習支援を主に実施しています。今答弁をいただいた中で学習支援についてふれていないのです。それで、両地区で学習支援は行われているのか。行われているとしたら、具体的にどのような取り組みがなされているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問ですが、白翔中学校区、白老中学校区とも放課後の補充学習をお手伝いいただいております。それは、退職校長会の協力を得ながら実際行っております。

また、この後のご質問でも出てくると思われ、ふれあい地域塾の中でも長期休業中に夏期講習、冬期講習ということで協力をいただいております。

また、教室に入れられないなど特別な支援を要する子供の指導の補助等も行っておりますし、ドリル学習の採点だとか、実習生の支援補助も行っております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ほとんど地域本部事業で活動している、支援活動を行っているのは、地域活動の住民のボランティアなのです。それで、支援ボランティアの活動が事業を左右しますけれども、白老地区、萩野地区それぞれでの支援ボランティアの登録人員と、事実的に活動している人は何人いらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今の人数ですが、白翔中学校区においては学習アシスト、ゲストティーチャー、環境サポーターいろいろあるのですが、それを含めて49名の方が登録しております。

また、白老中学校区においては、ことし4月に立ち上げたばかりで今のところ9名のボランティアということで、合わせて58名の協力をいただいております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 実際に支援本部の活動事例が結構ありますけれども、答弁もありましたけど、その部分で間に合っているのかどうかわかりませんが、実際にボランティアをする課題が結構あると思うのです。私も聞いています。登録者の不足とか高齢化、さらに活動、今言ったように学習支援だとか部活動、環境整備あるいは安全パトロールとも言っていますけれども、こういうニーズに応じた人材確保が本当にできているのかと思うのです。また、先ほど言ったように継続的にやっていくためにもその辺の認識というか、課題とか問題点というのは現実に現場から出て、教育委員会としてあるいは学校のほうからどのような問題点が指摘されていて、何を解決しなければいけないかという問題は捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 一番大きな課題というのは、今議員おっしゃったように、ボランティア等の人材確保が一番頭を悩ませております。といいますと、先ほどご説明しました学習サポートにしましても、中学校になりますと専門的な知識等が必要になりますので、一般のボランティアではなかなか数学等を教えられないということもありまして退職校長会に頼っているわけなのですが、ただ、専門の退職者が少ないということもありまして、一番人材確保に頭を悩めているところであります。各地区のコーディネーターが各地域に足を運んで、いろいろ協力、それから、人材の発掘をしているところであります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今お話あったようにそういう課題が出ているのです。それから、その中で、答弁に先ほどありましたけれども、学習に偏った負担を減らすために学校支援するところ言っているのです。白老地区の目的を見てもそう書いてあるのです。それで、学校と地域本部が相互理解を深めて協力しないといけない、これが一番大きな問題だと思います。それで、

教職員の多忙化の解消につなげようとしています。そうするためには支援する側が学校のニーズに応じた支援活動をしなさいといけないのです。そのために学校の要望を的確に把握していく必要があります。それで、要望を把握するために学校や教職員とどのようなやりとりがされているのか。その要望はどのような形で反映されていくのか。具体的にお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問であります、学校支援地域本部事業、先ほど前田議員の質問でもありましたが、子供と向き合う時間が少ないということもありましたが、学校支援地域本部事業の大きな目的の中にはそれもあります。それで教員の手助けというか、補助を行って、教員が子供と向き合う時間の拡充を行うということでもあります、その学校の要望、ニーズにつきましては、コーディネーターと特に学校を経営する校長が綿密にやりとりをしながら、そのニーズ等を把握しながら行っている状況であります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 実際にはコーディネーターと、それから、学校とのかかわりについては、今2つ持っているのですけれども、窓口を必ず、大抵は教務主任がその役割を持っているのですけれども、そこでのやりとりはします。学校は学校としてどのようなことを地域のほうにというか、ボランティアの方々に頼みたいかというふうなことについては、年度当初だとか、それから、休みの前後だとか、そういうふうな行事的なことの時期も含めて協議はします。そういう中の要望と、それから、人員の確保でやりくりはするのですけれども、先ほど言ったように学校の要望を100%人員が確保できるかという、なかなかそれも難しい部分というのは多分にあります。だから、そういうふうなことの中で最低限やっぱり学校でやってもらうことは、今進められていくのですけれども、私は実際的に大きなことは登下校だとか学習支援だとかいっぱいあるのですけれども、今中学校にはおいてはキャリア教育ということで職場体験に出かけることが多いのです。そのときにコーディネーター含めて、ボランティア含めて事業所を探していただくとか、事業所と関係をつくっていただくとか、そういうところは非常に大きなことだというふうに実感してきました。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） そういうことで、コーディネーターが非常に重要な位置を占めているのです。コーディネーターが中核的な役割を果たしています。そういう成果を左右する重要な存在であります。そこでお聞きしますけれども、この周りの方は十分理解されていないです。それで、コーディネーターの発令とか服務条件、勤務条件というのか、それと人事管理、そして報酬、これは賃金になっているのか。こういうものと勤務日数とか勤務態様というのは具体的にどういう状況で管理されて活動されているのかということをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） コーディネーターにつきましては、白翔中学校、それから、白老中学校区に1人ずつおりますが、町の臨時職員として発令しております。それで、1日5時間を最大ということにしております。勤務表につきましても学校の校長が管理して勤務表をつけているという形でやっております。それで、年間最大244日ということではとっているのですが、大体180から200くらいの間で、学校行事等がありますので、その1日の時間数が例えば場合によっては3時間であることもあります。それから、予定した平日に学校行事が入って勤務できないときもありますので、それを含めると大体180から200くらいの間でやっております。それから、一応5時間なのですが、時給でありまして1時間780円ということになります。

以上です。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 学校支援地域本部、これは先ほども言いましたけれども、長期的に取り組むべきであり、そして、着実に進めていくことが必要かと思うています。さらに持続的かつ自立的な活動をしていかなければなりません。そのためにはキーパーソンとなるコーディネーターの資質の向上はもとより、将来に向けてコーディネーターを生み育てていくための要請を行う取り組みが必要不可欠ではないかと思っております。このことについて教育委員会としても、今までの答弁を聞いている中でも、すぐにでも手を打っていかなければならないのかと思っておりますけれども、コーディネーターの人材発掘、登録、そして、育成、養成を行う必要があると思っておりますけれども、対応、対策は考えておられるのかどうか。その点についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 学校支援地域本部事業においては、コーディネーターが重要な役割を占めると考えております。ただ、やれる方というのが、今1人は退職校長で、もう1人は地域の方をお願いしておりますが、なかなか退職校長の方ももう高齢になってきているということもありまして、今また次に続くような人材等のことも含めて教育委員会のほうでもコーディネーターさんとも相談させていただいている状況であり、なかなか人材がないということも実態であります。それが大きな悩みでもあります。今後においても教職員経験者とか、また、PTAの関係の経験者だとかを含めて、今後の人材含めて考えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 早急に手を打たないと学校支援地域本部も先細りする可能性があります。

ますので、ぜひ真剣に取り組んでいってほしいとこう思っております。

それで次に、教師塾についてであります。これは今年度、町長の肝いりでしらおい教師塾が開講されました。そこで町長にお聞きします。町長が求める教師像、どういうふうに考えてこの教師塾を開校されたのか。町長が求める教師像について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 私が求める教師像ですけど、簡単に言いますと、学校の国語とか算数とかそういう授業だけではなくて、子供たちが社会に出たときに社会に役立てる人間、勉強もそうですけど人間形成をきちんと育てていくというのが教師の仕事だと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 新聞報道を見ると、町長が行って何だか書いてあったから、多分そういう教師像をちゃんと持ってやっていたのかと思ったのです。それで、次年度以降はどうなるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今町長が研修の必要性を訴えましたが、できれば次年度以降も継続したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、しらおい教師塾のことを言っているわけではありませんけれども、教育長も多分胸にあると思いますけれども、教師に課せられている研修には形骸化したものも決して少なくはありません。そこで、短期間の研修では、今何が求められているのかといった視点で、問題解決に向けた実務的な研修を望む先生方がいるのも確かです。

先ほど教育長から大津市の事件調査報告について答弁いただきました。ということで、いじめの深刻化が今注目される中であって、この調査報告書がいじめ問題の解決の教訓となっています。それで、今答弁を見ますと、しらおい教師塾はあと1回残っているようです。そういうことで、この大津市の調査報告書を教材として研修する価値があると私は思うのですけれども、教育長はいかがでしょう。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今開講しております教師塾につきましては、先ほどご答弁をさせていただきましたように教師の日常的な教育技術的な部分での研修ではなくて、教師自身の内面的なその人間性を向上させるような研修にしたいということなので、それは今回も続けていきたいと思っております。ただ、いじめに関しては、議員も今回の推進法をご覧になっていると思っておりますけれども、必ずいじめ研修はしなければならないということで出ております。それは法的にも出ているので非常に重く受けとめて、今後、年間の中で各学校、または教育委員会がどういうふうに研修を組むかについては、来年度以降十分考えた形で進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） この大津市の報告書の中で、先生方にぜひ読んでもらってくださいと指摘しています。もし時間があれば、教育長が配布でもして読んでいただければと私はこう思います。

それで次に、学力テストについてであります。今答弁でもありましたように、25年度の結果は前年度より差が縮まっているとありました。しかし、項目別調査はまだ公表されていませんので、私は24年度の調査結果でお聞きします。中学校の数学のA、Bについてであります。平成20年から24年度の経年比較を見た場合、全国、全道の平均正答率を下回り、差はより大きく広がっています。そして、A、Bともにグラフで見るとその差が一目瞭然なのです。このことは何が主な原因になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） まず、大きな要因につきましては、先ほど1問目で答えたような生活環境との関係というのは、学力向上とやっぱり両輪ですから非常にそれは大きな要因になっていると思います。それから、もう1つは、算数、数学につきましては、どうしてもやはり積み重ねのところでもつまずきが大きくなれば、そこでの次に進むときの学力差というのはやっぱり出てくるところなのです。それで、今そのことも十分踏まえながら小学校においては学び隊の放課後授業だとか、それから、放課後の学習サポートを続けておりますし、中学校においても放課後そういうふうなことをやっています。それから、授業においても先ほど申し上げたような習熟度を鑑みた授業を進めて何とか向上を図っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） きのう、苦民に出ていましたけど、中学校の先生が白老小へ行って6年生を教えている、非常に私はいいことだと思うのです。やっぱり5年、6年生のときに基礎をしっかりしておかないと中学校に入っても大変だと思いますので、これは本当にいい形でやっていただいていると思います。

それで、先ほど答弁ありましたけれども、私は答弁の逆の見方でしてきたのです。ということは、数字ではなくて家庭での教育を見たら家で、自分で計画を立てての勉強、宿題、予習、復習、全くしていないとか余りしていないというものを見てきたら、全国、全道平均を結構上回っているのです。そういうことで、今教育長からもありましたけれども、家庭での学習環境の状態がこのテストの結果にあらわれている一因でもあると私は思います。そこで、家庭教育が私は一番大事だと思っていますけれども、それを前提にお話ししますけれども、学力は家庭環境や家庭の経済力などによって強く影響してくる、関係します、こう言われています。それで、私は家庭教育を支援し、子供が基本的な生活習慣を身につける学習のできる環境を整える必要があると思います。これは全て学校に任せるという意味ではないです。これは基本的に

は家庭がやるべき話ですけれども、今の答弁から見てもこういうことも必要かと思います。では、具体的に家庭での教育状況をどのように本当に把握しているのか。それと、教育委員会が配布しています家庭教育のすすめの発行だけで十分事足りるのかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 家庭学習については、非常にやっぱり本町の子供たちの状況においては、やはり先ほども言ったように少ない状況になっております。それは子供自身が学習しようと思ってもできないような環境というのもしっかりとあるかこちらも推察はしているのですけれども、それを克服するために、今本町で行われております学力向上のための白老町のスタンダードというふうな事の中で家庭学習、特に今回は宿題というところに重きを置いて、ことは進めております。ですから、各学校において宿題を持たせる、そういう取り組みをしております。それも、ただそのまま放っておくことではなくて、必ずやってきたことについてはきちんと見てやって、そして、そこに赤ペンを入れるなり、評価をしてやるなり、そういうふうな対応はとっておりますし、今回、ドリル的なものも町教委としてつくって配布いたしました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今言った白老町のスタンダード、これは私も読んでみましたけど、答弁のとおりだと思います。それで、これは非常に教育環境の地域差を踏まえた白老スタンダードになっていると思って私は十分に評価するものです。それで、この中を見たら、スタンダードの中で学校での朝学習の活用について記述しているのです。

それで、私が過去に経験したことをここでお話しさせていただきますけれども、白老のある中学校に校長先生が赴任してきました。そして、その校長先生は学校の状況を知って、早々に学力向上に向けて手を打ったのです。それは、授業が始まる前の時間を利用して基礎学力を高めるためにベーシックタイムを設けて朝学習を始めたのです。そして、ベーシックタイムには事務職員も参加するなど校長先生を先頭に全職員で取り組んだのです。さらに、必要なテキストなどは全て先生たちが手づくりで準備しました。結果は、先生方の努力と熱意が生徒の心に響いて、わかった、できたという達成感を味わったことは言うまでもないし、そのように私も聞いています。次のやる気を起こさせることにもつながる、こう言われています。このことはそのときの校長先生の人柄とやる気、かつリーダーシップによるものだと思います。そこで、このようなことが町内の学校においても校長や教職員が一丸となって学力向上のために創意工夫を持って独自に取り組んでいるような学校、あるいはやっているようなところは白老町内に今はあるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先ほどから出しております、本町も今共同実践活動としての学力向上に向けてのスタンダード、それに基づいて各学校においては授業改善、それから、家庭学習、それから、学習環境の充実というふうな事の中でそれぞれの学校で今やっております。まだ

まだ小さな取り組みですけれども、例えば数学道場というふうな形で朝やったり、それから、放課後、今道教委から出ているチャレンジテストというものがあるのですが、それをダウンロードして、それを使って子供たちに、本当に5分か10分ぐらいですけれども、それをやらせたり、それを全校的に今進めているところです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老町の教育の将来のあり方の方向の定め方について、教育長に伺いたいと思います。地方自治体では学力向上を目指してさまざまな取り組みが行われております。釧路市では釧路の子供たちに基礎学力の学習を保障するための教育推進に関する条例を制定しました。合わせて、教育推進基本計画も策定しています。他の先進自治体でも教育推進基本計画を策定して確たる教育を推進しているところが最近ふえています。そこで、白老町も加速的な人口減少による入学児童の激減、中学校、小学校の統廃合などによる教育環境の変化、そして、多少時間はあると思いますけれども、地元高校の行方など白老町の教育環境は大きな転換期に直面します。あるいは過渡期にあります。そこで、白老町スタンダードで学力向上に取り組んではいますけれども、白老町の子供たちが将来に向けて時代を創造する生きる力を養うためにも白老版の教育推進基本計画を策定すべきだと私はこう思っていますけれども、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 教育基本法が変わって、18年に変わった後に推進計画を国は必ずつくる、それから、地方公共団体については努力義務というふうなことで出されております。本町においては第5次総合計画の中で、まずは基本的な柱というのは私たちも入りましてつくられております。それと同時に大まかではありますけれども、こちらのほうでは実施計画も一応どのような授業を進めていくかというふうなことも押さえております。そういうものを持ちながら年度における教育活動についての評価もいただきながら、それを踏まえて次年度の執行方針に生かすようなそういうサイクルの中で方向性はお示ししていこうと思っていますし、今後、もう少し教育状況を見ながら、本町の長い将来的な部分でのそういう推進計画の必要性が考えられていかなければならなくなってくるかと思っておりますけれども、そういうときにまたしっかりとしたものをつくり出したいというふうなことは思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 他の町村も総合計画をもとにして推進基本計画を策定しているので、うちはまだ実施計画もできていませんので、その辺の整合性が保てないと思いますけれども、やっぱり今白老町としては大きな目的、方向性を示すものがないので、やっぱり教育委員会独自として、今申し上げたような教育推進基本計画的なものを私は持つべきかこう思っていますので、ぜひ検討してほしいと思います。

それで、学力あるいは子供たちの先ほど言った指導要領の授業がふえた部分で聞きます。ということは、土曜授業について、若干、教育長の見解だけお聞きしておきたいと思います。先ほどから、教育長から教師の多忙について、そして、白老町スタンダードの積極的な取り組みについては答弁をいただきました。授業時間の確保のために土曜日を活用する機運が各地で高まっています。文科省は土曜授業を特別の必要がある場合に限っている現行の学校教育法施行規則を改定して、自治体の判断で取り組みやすくする方針が決められました。自治体においては、既に土曜授業を実施している、来年度から実施する、そして、検討しているといった動向になっています。そこで、教育長は土曜授業の導入、あるいは土曜授業の持ち方についてどのように考えているのか。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今回、文部科学省から示された、土曜の授業の持ち方なのですが、それは簡単に言えば、今中学校であれば週29の時数を持っています。その時数を土曜日に振りかえるということはだめなのです。あくまでも土曜日においては補充学習だとか、それから、発展学習をするだとか、それから、地域の体験学習をするだとか、それから、地域の参観日みたいなものをやる、そういうふうな授業形態しか認められていないのです。そういう中で、逆に現場とも今話はしているのですが、かえってまた負担感が増長するという声もありますから、十分その辺のところを検討しながら、今各地の状況を見て判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は、今教育長も話したように、平日のコマを土曜日に持つことによって、月曜日から金曜日の6時間を多少縮めることによって、先ほども議論したように子供たちと接する時間も出てくるし、先生方も余裕出てくるのかと。私はそういう意味で土曜授業にいくのならいいけれども、後段、教育長がお話ししたように別な形であれば逆に負担かかるところと思いますので、できればやっぱり、教育会議等々で強く現場の声を反映していただけたほうがいいのかとこう思います。

それでは、次に、学校給食について伺います。現行の給食費については答弁ありましたけれども、管内の市町の1食当たりと月額給食費、そして、管内の給食費を比較した場合、白老町の給食費の順位はどのような位置になっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 管内の給食費の状況ということでありますが、管内も小学校低学年、高学年、中学校と分かれておりますが、小学校の低学年で例を挙げますと、まず、白老町においては262円です。それから、先ほどの答弁でも申し上げておりますが、高学年で269円、中学校で315円となっております。それから、苫小牧市においては低学年が237円、それから、登別市においては250円、室蘭市においては219円、伊達市においては243円、安平町においては247円、厚真町においては247円、洞爺湖町においては245円、豊浦町においては221.05円となっ

ております。中学生の状況であります。先ほど白老町のほうは315円とご答弁しましたが、苫小牧市においては277円、登別市においては298円、室蘭市においては264円、伊達市においては300円、安平町においては300円、厚真町においては290円、洞爺湖町においては285円、豊浦町においては265.26円となっております。本町においては小学校低学年、それから、高学年、中学校とも管内では一番高くなっております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今答弁がありました。なぜ白老町の給食費が一番高くなっているのか。そういう理由は特にありますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） これについてもセンターとはいろいろ相談というか、協議してありますが、まず、苫小牧市等の大きな市においては、給食数が多いということで当然単価が安くなるということでもあります。それと、白老町より小さな食数のセンターについては、逆に白老町が中途半端といいますか、ほかのまちでは例えばハンバーグを提供するとなると、白老町の場合は今現時点で調理できないで、外部委託で納めてもらっていると。逆にほかの小さなまちのほうは、ひき肉を買ってきて自分のところで作って提供できるということがありますので、安価にできるという状況が大きな原因なのかと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それは後で質問しますが、先に給食費の未納についてであります。厳しい生活の中での給食費の支払いに四苦八苦している家庭もあると思っておりますけれども、これらの未納者の生活実態はどうなっているか。それと、給食費で準要保護、要保護の申請件数と認定件数はどうですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 初めに準要保護、要保護の件数ですが、準要保護の件数につきましては11月末現在で152世帯であります。1家族に2名、3名おられる方もいますので、一応世帯数でいきますと152世帯、約15.5%となっております。また、要保護の件数については、23件で2.3%となっております。

また、未納者の状況ということですが、大体は生活困窮ということで、例えば病気になって働けなくなったとか、あと、世帯主の収入が少ないということが大きな要因となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 収納率については答弁ありましたけれども、その未納額についてお聞きします。24年度の現年分での未納額と現年滞繰分合わせた未納額はそれぞれ幾らになって

いますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 未納額については調定額が878万265円となっていて、収入済額が150万4,583円となっております。それで、不納欠損33万4,838円行っておりまして、収入未済額として694万844円となっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 申しわけありません。収入未納額といたしまして現年分で173万5,095円、それから、滞納繰越分で694万844円であります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 合わせて約1,000万円強あるのです。なぜ言いたいかというのと、この未納額は給食食材の計画的な購入に影響を与えるだけでなく、保護者の負担の公平を欠くものなのです。そのことから、未納対策の強化を図って収納確保と保護者の不公平感の解消に努めなければならないと私は思っています。それで、この未納額分は献立の影響が大きく、毎日の給食材料にはね返り、1年を通しての安定した献立や給食内容の後退につながっていると私は思っています。現場でもそう見ていると思います。さらに、現行の収入状況では食品の品質の選定や安全性の確保、そして、給食内容の充実のためのやりくりが相当厳しい状況になっていると思われまじけれども、実際どのような認識、状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今前田議員おっしゃったように、確かにやりくりは大変な状況となっております。収納率についても大体ここ3年位98%弱くらいで推移しております。その前は大体94、5ということで、児童手当等が入って3ポイントほど上がったかと思っておりますが、実際センターの運営としては収納状況を見ながらやりくりしているという状況であります。特に年度末になると毎日のようにそういう心配をしているという状況で、何とかやりくりしている状況であります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） そういう状況にあります。それはまた児童生徒にかかってきます。そこで、それでは、26年4月に消費税3%アップしますけれども、それぞれ給食費1食当たり

どれくらいの影響が出てきますか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 先ほど給食費についてはご説明しましたが、262円から315円ということで約8円から9円くらい、10円弱くらいの影響が1食当たり出てきます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そこで、給食費の改定、教育長から前向きな答弁もらっていますけれども、それを踏まえてお話しします。給食費を改定しないとしたら、今言った額、消費税の3%は現行の給食費の中で吸収されてしまって、給食の質が全体的に薄められてしまうということになりかねません。そこで、提供する学校給食は、当然学校給食の実施基準を守ることになっていますから、もし消費税増税分を値上げしないでプールすると、ぎりぎりやりくりをしても最低限の献立もしくは基準を下回る給食となる可能性は否定できないのです。児童生徒は非常に給食を喜んでいますし、心和む時間でもあり、楽しい時間だと私は思っています。そこで、子供たちが給食を残さず食べ、大好きになるためにも果物等をつけるなど余裕を持った献立にすることが望ましいと私は考えています。そのためにも消費税増税3%相当額を給食費に上乗せして給食費を改定すべきだと私は思っています。給食費は教育委員会が決定することになっていますけれども、今教育長からいただいた答弁を踏まえて再度伺いますけれども、教育長はこの3%値上げすべきだと、こう決断すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今議員からご指摘いただきましたように、非常にセンター内におきましての努力によって給食が献立的にも保証しながらやりくりはさせていただいております。そういう中で、今年間190食を提供しているのですけれども、やはり学校の教育状況から考えたらこの日数は外せない日数だろうと私も思っておりますし、また、子供たちの食育を進めていくためにもやはり給食の時間を通して進めていかなければならない部分もあるので、その辺のところを考慮させながら、この3%のあり方については給食の運営委員会等にも図りながら、今後、教育委員会として判断をしていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 最後の質問にしますけど、今の議論を踏まえて伺います。新しい給食センターでの給食についてお聞きしますけれども、給食センターの建設に当たっては施設ばかりではなくて、これまで以上に給食の質の向上を図るとしています。そして、食育の推進と給食の充実を強調しています。その内容はメニューの拡大、多様化、そして、アレルギー対策等の充実であります。そのためには、安定した給食の材料購入費の担保が必要であると思っております。今議論してきましたけれども、現在の給食の提供は当該年度の給食収入に合わせて献立を作成するために、その時々により献立の影響が大きく、メニューにもばらつきがあるよう

であります。このように不安定な給食提供が新しい給食センターに引き継がれるならば、この部分についての給食センターの建設の意義が問われかねません。そして、新給食センターについては、運用開始後も児童生徒の減少が続き、提供食数も減少してきます。これまで議論してきたように、給食費で質を落とすことなく食事内容の一定の水準を確保しなければなりません。そこでお聞きしますけれども、児童生徒の数、年間給食日数、1食単価を全て考慮の上、給食費100%とした年間予算あるいは給食費の確保で給食を提供すべきなのです。そうしなければ、これまで議論してきたような問題がなおなお厳しくなると思っています。全て子供にしわ寄せがいきます。それで、私が今言ったことを解消するためにはどのような対策を考えているのか。あるいはこれから今私が申し上げたことについて、解消するための対処、対策をしていくのか。その辺を伺って質問を終えたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 新センターで100%の提供をすべきということは、先ほどの収納率等も合わせまして当然のことだと考えております。そのためには、収納率は今のところセンター職員含めて収納を頑張っておりますが、98%ぐらいできておりますが、まず100%に近づける努力をしたいと考えております。それから、メニューの拡大等につきましても、現在では主食のほかに温食、それから、揚げ物等、それにあと牛乳、デザートがついている状況であります。新センターになることによって、それにもう1品、和え物、サラダ、例えば生もの等も提供することを考えております。と言いますのは、今まで委託をかけておりました炊飯等が直営でできるということもありまして、その辺が可能になると考えておりますので、その辺を含めて給食の質を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 教育長に伺いますけど、今課長から答弁ありましたけど、給食費の収納率を上げるというのは不可能なのです。100%なんて絶対にあり得ませんから。これは永遠の課題です。これまで議論してきていますけど。そうではなくて、それでは、どういう策をとることを考えなければ解決しないのです。ということは、よその市町では一般会計で持って、給食費が仮に収納率98%であれば、2%は町費で持って100%にして子供たちに給食を提供するというような体制をつくっているのです。それで私100%と言ったのです。今白老町の財政が厳しいからどうかということは別にして、そういうことも含めて町費の今言ったような収納率の差額分を負担するとか、そういう部分も考えなければいけないと思うのです。当然、今教育長も給食委員会にかけて3%アップ図りたいと言っていますけれども、これも厳しいという状況で、少しでもパーセント減らされれば全て子供たちにしわ寄せがいくのです。今の財政健全化を踏まえた形で言いますけれども、今私が言ったような場合に、町費負担の圧縮とか、給食を100%出すために未収額の差額を負担するというような、町負担をするというような形の政治判断的な介入というのは今後考えられるのか。ただ、今担当課長が話したように徴収率だけ上げ

て、あと給食はその範囲で子供たち食べなさいとなるのか。その辺について伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先ほどからご答弁申し上げておりますように、この給食については教育的な意義も十分ありますので、子供たちが本当に楽しみにしながら学校生活を送れる一つの要素として十分考えていかなければならないことだと思っております。今議員からご指摘がありました、足りない部分の町費負担というふうなことは一つの方法だとは思いますが、新センターに移行する中で、今私たち内部で押さえているところは、外部発注しているお金の部分を上手に活用できるのではないかというふうな見通しを含めて今検討を図っております。そういうふうな中で、保護者の皆さんにも余りご負担のかからないような、また、町にも負担のかからないような形で子供たちにとって大好きな給食にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老ダムは平成11年、時のアセスで建設が中止決定しました。それを受けて町と議会はダムの代がえとして恒久的な治水対策を早急に講じられるよう要望等をしてきました。そこで、白老ダム建設中止にかわる白老川河川改修整備について3点質問します。

1点目、ダム建設中止から河川改修整備に至った経緯とこれまでの対策と現状について伺います。

2点目、町として白老川河川改修整備に対するこれまでの対応と今後の対策について伺います。

3点目、北海道の河川改修計画と今後の事業進捗について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老川河川整備についてのご質問であります。

1項目めのこれまでの経緯、対策と現状についてであります。白老川の治水対策については、昭和30年代後半から40年代にかけて毎年のように洪水被害が発生していたことから、北海道では51年に白老ダムの建設と河川改修による抜本的な治水対策と新たな水資源開発が計画されておりましたが、その後の経済・社会情勢の急激な変化や水需要の変化により、平成10年に道の時のアセスメントの対象事業として白老ダムの建設中止が決定されたものであります。白老ダムの建設中止を受け、河川の現況や流下能力を踏まえ、代がえとなる治水対策について道との協議を続けた結果、14年に道が策定した白老川水系河川整備基本方針が示され、河道の調査や改修規模の検討を行い方針に基づき整備する計画の立案を進めてきていると聞いております。

2項目めの町としての対応と今後の対策についてであります。町としては、白老ダムにかわる抜本的な治水対策として、河川改修事業の推進について引き続き要望しているところであります。今後は国土強靱化の政策も打ち出されており、より一層白老川の河川整備の早期着手に向け町としても地元の合意形成を図るなど積極的に調整を行い、強く要望してまいります。

3項目めの北海道の河川改修計画の今後の進捗についてであります。道では21年度から洪水対策のために河口から上流に向け河道に堆積している土砂掘削を実施しておりますが、事業採択に向けた調査を実施しており、国へ要望する予定と聞いております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 近頃は気象条件の変化によって全国各地で過去に経験したことのないような記録的な豪雨で甚大な被害が発生しております。森野地区でこの数年間の年間平均降雨量、最大日量降雨量はどのように推移しているかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 森野地区の年間平均降雨量につきましてでございます。これにつきましては、今資料にあるのが1981年から2010年までの平均でいきますと、年平均降水量としては2,224.5ミリメートルになっております。近年でいきますと、2012年度で1,784ミリ、それから、2011年で1,953ミリという形に現状はなっております。

あと、日平均降水量ですけれども、それにつきましては、過去1981年からの資料がないなかでいきますと、2012年で年最大として172ミリ、それから、2011年で年最大として298ミリ、それから、2010年は年最大228ミリ、それから、2009年は119ミリという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老は過去から見れば、45年には日量535ミリ、62年には日量446ミリぐらいの豪雨でしたから、やっぱり雨が少なくなっているということがわかりました。それでは、雨量が少なくなった分、逆に白老川の水位はどのように推移していますか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 白老川の水位ですけれども、これは山のほうの御料地橋付近と日本製紙の取水場のところとございます。それでいきますと、大体2013年でいきますと現状でいけば御料地橋で96.11が一番高いところとなります。それと、2012年でいけば、年最高水位としては97.16T.P.。それから、年最低水位としては95.06T.P. となっております。それから、2011年度は年最高が97.04、年最低が95.13。2010年が最高で96.80、最低で95.15になっております。日本製紙の取水のところとございます。それでいきますと、2012年、ちょっとこれは異常値なものですから、ここは数字が出ておりません。最低としては2.77メートルとなっております。あと、2011年度は最高が5.68メートル、そして、最低が3.02メートル。それから、2010年が最高4.62メートル、最低が3.02メートルという状況になっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今お聞きして、大分そういう数字も変化しているのかと思います。それで、今答弁あったように、今の降雨量とか水位よりちょっと前だったと思いますけれども、答弁あったように14年度に道が白老川水系の河川整備基本方針を立てて立案を進めていますと

こうなっていますけれども、これについて、この中で白老川の河川改修計画はどのように位置づけられているのか。そして、具体的に整備内容が整理されているのかどうか。これは道のものでありますから具体的に承知していませんけれども、担当者として多分この整備計画を読んでいると思いますけれども、道とも協議されていると思いますけど、その辺から見た、今の質問について、どう内容が整理されているか。精査して知っていれば答弁願います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 先ほどご答弁した平成14年に基本方針が作成されております。ただ、現状としては、その前にも基本方針案とか北海道としてもつくっていると。その中でやっとな平成17年度に基本方針がまとまってきた状況であります。その後もいろいろと聞いた話の中では、基本計画とか河川整備計画とかいろいろと案はつくっているのですけれども、まだそれを実施できるような案にはまとまっていないと。そういう状況で今もそういう整備計画とかを策定中という話では聞いております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、具体的にお話ししますけれども、白老の河川は山間部から平地までの距離が近くて降雨時の到達時間が非常に短いのが特徴だということで、若干降雨水量も減っていますけれども、経験のない雨量が降れば、前の被害があったような状況も発生されると思います。今ここでは上流部から云々という話がありましたけど、この白老川中流部周辺では、具体的に言いますけれども、町営のヨコシベツ牧場の側面が増水のたびに大きく削られて樹木や土地が流されております。さらにその近くの牧場も増水等によって時々危険な状況にあるということも私は聞いております。さらに川を見ると、河床も河道も洗掘されて高低差が激しくなって益々流れが急流化して、非常にその部分では暴れ川みたくなっていますのです。当然、支流の河川にも影響されています。これは特に白老川では増水した水が両岸を激しく削り取っています。それでご承知のとおり、被害が発生して災害として2年続けて護岸工事をしているようであります。このように中流部以上では被害が拡大してきているのです。余り目に見えませんが、そういうことから、河川の整備、改修が急がれますけれども、このような状況は、ご答弁にもありましたけど、道の職員は現場に入って承知されているのかどうか。当然、町も同行されると思いますけれども、その辺については認識されて、ある程度のことを協議されているのかどうか。その辺だけ伺います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） この頃、河道の洗掘とか両サイドを洗掘されているということはいちのほうもある程度確認しております。言ったとおり、毛白老川で単償の改修を2年やらせていただいたのですけれども、それについてもやはり本川の河道が大分下がってきているのも影響されているのではないかと感じております。今その川を管理しているのが登別出張所なのですけれども、その担当とは現地で立会しながら、いろいろと今後の対策について協議しております。ただ、洗掘の関係につきましては、今あるダムの中止のための河川改

修とは別の事業として位置づけていかなければならないのかと。その辺でまた予算も今北海道としても検討していただいていると。必要とすれば、河道の洗堀を抑えるために床固め工とかそういうものをしていただければというふうなことでは、町として、原課としても要求はしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、今申し上げたように、この地域の住民とか、ヨコシベツ牧場している農家の方々からも河川改修を望む声があるのです。私とすれば、技術的なことは別として、当面の対策として堰堤を設置するなどして勾配を緩やかにするなど河川改修をしてほしいと言っている方もいらっしゃいますし、私もそう思っています。当然、この際はサケなどの遡上を阻害しないように魚道の整備はもちろん流域の河川環境の影響を考慮すべきだという声も聞いております。そこで、今申し上げたことについては、町として、地元の声として、道のほうと協議していただける案件になるのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今議員が質問されたことについては、現状の中では町として白老川河川改修の要望としてこれからも陳情していきたいと思っています。これについては毎年そういう形での河川要望とか聞き取り調査もありますので、その中でも川の整備については強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 実質的には白老川の河川改修事業はされていないのです。頓挫という言葉がいいかどうか分かりませんが、頓挫されています。そこで、これまでも申し上げましたように、超豪雨地帯の森野地区にまたがる白老川は、いつ何どき大規模な洪水被害をもたらすか予測することは不可能なのです。そこで、地域住民が安心して暮らせる環境を万全に期するためにも白老川の治水対策を早急に講ずるべきだと私は思います。今の答弁でありましたけれども、北海道も改めて調査して国へ要望するということになっておりました。ぜひ、これを早期に着工してもらうためにも、私たち議会はもちろん、町内の経済界、建設業界、さらに地元の国会議員、道議会の方々にも協力を得ながら、早期着工の実現を働きかけるべきだと思います。このことは、着工することによって地域の経済にも寄与が期待できます。そういうことで、ぜひ、町長もこの白老川の河川改修、政治的に働きかけて一日でも早い実現をしていただきたいこう思いますけれども、町長の考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今議員おっしゃるとおりでございます。北海道と情報共有、協議をしながら、早期の改善に向けていきたいというふうに思っております。ここに白老町だけではなく、白老町内外にもあわせていろいろな団体や町民の方々の暮らし等々もありますので、しっかりと協議を進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時15分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

◇ 広地紀彰君

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員登壇願います。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 8番、会派かがやき、広地紀彰です。通告に基づき1項目7点について質問します。

危機管理体制の充実による白老町強靱化に向けて、(1)、白老町における主な災害想定と対応について伺います。

2点目、白老町における断水、停電被害の近年の実態と対応について伺います。

3点目、越波被害への護岸整備、河川改修整備など海岸・河川管理対策について伺います。

4点目、町道、橋梁の災害対応強化と交通円滑化にかかわる整備計画、進捗について伺います。

5点目、自衛隊を初めとした人命、財産を守る諸機関との連携について伺います。

6点目、防災訓練、避難所運営、非常時連絡体制について伺います。

7点目、白老町の自助、共助を発展させるための施策に対する町としての考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 危機管理体制の充実による町の強靱化に向けてのご質問であります。

1項目めの主な災害想定と対応についてであります。想定する災害としては地震、津波、豪雨、洪水、噴火など自然現象による災害や大規模な火災、爆発など人為的原因による災害が挙げられます。これらの災害対応については、災害対策基本法や地域防災計画などを基本として行っておりますが、町独自で対応しきれない大規模な災害については国や道、民間団体などの支援を受けて対応しているところであります。

2項目めの断水、停電被害の近年の実態と対応についてであります。初めに断水被害について申し上げますと、昨年1月21日から22日にかけての大雪による断水被害があります。この断水では毛白老川がせきとめられたため、約12時間にわたり白老鉄北地区と日の出町の一部、さらには社台地区全域の2,500世帯について断水措置をとるとともに河川内の除雪作業を実施し、対応したところであります。次に、停電被害については昨年11月27日から30日にかけての暴風雪による大規模停電であります。この停電では虎杖浜地区の一部地域で最大約875戸が停電

したことにより虎杖浜公民館を避難所として開設し、最大8世帯14名の避難者対応を行うとともに、在宅者の状況確認などを実施したところであります。

3項目めの海岸、河川対策についてであります。白老町の海岸は区域により国または北海道で管理しています。被災状況により越波が確認された場合には関係機関に被災状況の報告をし、対応の要請を行っております。河川については大雨警報や注意報等が発令され、降水量が多くなると判断されたとき、職員によるパトロールを実施しております。北海道で管理している河川については、その状況により胆振総合振興局へも報告し、対応の要請を行っております。特に普段から重点的にパトロールをしなければならない箇所もありますので、その場合も含めてパトロールを実施しております。

4項目めの町道、橋梁の災害対策強化と整備計画の進捗についてであります。町道の補修については平成22年から10年間の町道舗装補修計画を作成しております。22年度から24年度までに6路線で延長4,485メートルの舗装補修が終わっています。25年度は2路線、延長643メートルの補修を実施しております。橋梁については21年度、24年度、25年度で調査を行い、今年度中に128橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定する予定であります。

5項目めの自衛隊を初めとした諸機関との連携についてであります。町独自では十分な対応ができない広域的な大規模災害に対しては、防災会議を構成している国、道、自衛隊、警察などの関係機関と連携することとしております。このことから、平常時から情報の共有化を図り、災害時における支援、協力体制の環境整備に努めております。

6項目めの防災訓練、避難所運営、非常時連絡体制についてであります。防災訓練については行政報告でも述べたところですが、地震と津波を想定した総合防災訓練として自衛隊などの防災関係機関と連携した中で避難訓練など7項目の実践的な訓練を実施し、約3,700人が避難訓練に参加していただきました。今回の訓練では9月に配布した防災マップや津波避難計画に基づいた避難行動が実践されたこと、情報伝達として消防サイレンの吹鳴が効果的であったこと、町職員初動訓練、災対本部運営訓練を初めて実施し対応イメージができたことなど多くの成果を得ることができました。今後も課題などを整理しながら避難訓練を継続していくことで防災意識の醸成に努めてまいります。

次に、避難所運営については、昨年10月に町内会役員や町職員など約40名が参加した避難所運営訓練を実施しましたが、この訓練において避難所の運営基準などの必要性を認識したところであります。次に、非常時連絡体制であります。職員及び防災関係機関との非常時の連絡体制については地域防災計画を基本として行っております。また、津波警報など大規模災害が予想される場合の情報伝達は、防災行政無線が自動起動して放送されるシステムとなっております。今後も迅速な連絡体制を維持し減災に努めてまいります。

7項目めの自助、共助を発展させる施策の考えについてであります。災害被害を軽減していくためには自助、共助、公助の連携が大切であります。このことから自主防災組織の結成、防災講習、出前講座などの事業を進めてまいりました。今後も今までの事業を継続するとともに、新たな対応として地域防災マスターの増員に取り組み、自助、共助の意識浸透に努めてまいります。

ます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番です。昨年の11月27日午前8時15分の通報から、同日午後3時30分災害対策本部並びに現地対策本部の設置。災害救助法適用を受け、最大で870戸が被災した停電災害から今ちょうど1年がたちました。この教訓を契機に危機管理体制の充実による白老町強靱化に向けて公助の確認、共助、自助の推進を図り、もって白老町民の安心・安全に資するべき議論を進めてまいりたいと思います。

まず、1点目です。白老町の主な災害想定については理解しました。ここでは特に大規模災害に対する備えと民間活力の導入についてただしてまいります。

まず、1つ目、樽前山の噴火想定に対してです。樽前山の現在の活動状況、樽前山噴火に対する砂防事業などで想定している樽前山噴火の被害予測に対する考えと、当町における対策と役割について担当課の説明を求めます。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 樽前山の噴火についてお答えいたします。まず、樽前山の噴火につきましては、このほど配布いたしました防災マップにもつけておりますが、防災マップにつけてある噴火の想定としましては大規模噴火というようなことをつけております。それで、今苫小牧市並びに白老町あるいは安平町とか樽前山の近隣市町村と協議会を設けておりまして、樽前山の火山マップというものを作成しております。それで、現在の樽前山の業況につきましては平穏ということで、レベルが5段階に分かれていますが、今の状況としては1ということで発表されております。今後心配されていること、当然、噴火というような形が心配されているのですが、過去において、近年10年ぐらい平穏の状態が続いているというようなことで推移しております。

樽前山につきましては、今回の防災マップの中にも出てきましたが、想定としては西風が多いというような想定での防災マップになっておりまして、先ほども言いましたが小規模、中規模、大規模というような噴火で予想されますが、小規模、中規模については白老町にはほとんど影響がないというような考え方にたっております。大規模の場合は一部社台地区に火山灰の降灰とかそういうようなことが想定されています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番です。樽前山直轄火山砂防事業に対して近年行われた再評価に示されている、今担当課から説明をいただいた1739年の噴火レベル、大規模噴火と想定されているレベルの噴火があった場合、直轄火山砂防区域内の泥流氾濫が想定されている区域の人口が約4万8,700人と想定されています。また、降灰にかかわる避難人数については苫小牧市、そして、千歳市も相当かかりますので大ざっぱに約30万人と。大規模災害の場合に限りますが、東

日本大震災における避難と匹敵するような想定されているところですが、今担当から説明をいただいたとおり偏西風に守られていますので、当町においては実際に防災拠点施設が整備されているなど、私たちの白老町が災害拠点施設としての役割を担っている部分もあります。ですので、樽前山火山防災会議協議会での直近の活動についてもう少し詳しい説明を求めたいのと、あと今後、逆に当町が被災地域であると同時に、一方、私たちが苫小牧市を中心とした近隣市町村に対しての援助体制というか、そういった部分にかかわる当町の対応や今後の考え方について説明を求めます。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 樽前山の協議会のお話なのですが、直近の活動としましては23年3月に樽前山火山噴火計画ということで、それは以前から作成されていたのですが、それを23年3月に見直しをかけたということが直近での主な活動となっております。

あと特に、年2回くらい担当者会議という形で、苫小牧市が事務局を持っておりますので、苫小牧市のほうに参集しまして、直近の情報交換あるいは計画に対して見直しがないかどうか。そういうことを、会合を設けまして活動している状況であります。

近隣市町村の援助体制ということで、その協議会の中でも有事の場合の、樽前山噴火の場合の避難場所あるいは避難体制、連絡体制、そういうこともこの計画の中に盛り込んでおまして、それを先ほど言いましたように、会合があったときに確認とか、修正はないかとか、そういうことの中で協議しております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

[8番 広地紀彰君登壇]

○8番（広地紀彰君） 8番です。なぜ、通常レベルのときに樽前山についてふれたかというのと、想定内で済まされない大規模災害への備えは平時に充実させなければならないというふうに考えるからです。膨大な町費をつぎ込まなければいけないからできないのではなく、今町長からも答弁ありましたとおり、地域、広域で連携しながら民間の活力も導入し整備を進めるべきというのが私の考えなのです。今町としても防災津波避難マップや地域別の避難計画、地域防災計画等たくさん整備が進んでいます。これは新聞報道でもなされており、一定評価できるというふうに考えますが、樽前山の噴火といった自然災害だけではなく、さまざまな大規模災害に想定する必要があるという意味で伺いますが、特に原子力発電所の事故による避難想定の対応も当町では無縁ではありません。北海道では本年10月8日、泊原子力発電所から半径5キロ、800人の30キロ圏外への避難訓練を実施したところです。こちらの避難訓練では当町に対しても市町村別に避難、30キロ圏外に避難しなければいけないときの受け入れ先として当町も道との協議が進められているというふうに伺っていましたが、当町の原子力発電所事故対応に対する北海道や他町避難者の当町の受け入れ体制など、他町との協力体制についての現状と今後についての考え方を答弁願います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 泊原発の災害の対応ということでお答えいたします。今議員もおっしゃっていたように、泊原発が事故にあった場合、半径30キロ以内の市町村、一応13市町村がこの半径30キロ以内にございまして、当然その30キロ圏外に避難しなければならないというようなことで、ことしの7月、北海道のほうから職員が来まして、私ども打ち合わせというか、協議もしております。先ほど議員おっしゃっていたように、白老町も避難先というような形で検討していただきたいというようなことを言われております。町もそうですが、避難先ということで北海道のほうで考えていますのは、旅館あるいはホテルを避難先にしたいというようなことを聞いております。7月にたしか白老町の観光協会の職員の方も北海道の職員の方と協議していると聞いておまして、白老町にやってもらいたいということは、北海道のほうから聞いている中では、まず、旅館とかホテルを避難先にしたいということが1点と、当然、ホテル、旅館も満杯になっているとか入れないというようなことも考えられますので、その場合は白老町の公共施設をどこか指定して、そこを待機場所、ホテルの空きを待つような状態の待機場所として考えていただいて、町の職員もその待機場所において避難者の把握等の事務をやっていただきたいと北海道のほうからお話があります。それで現在、それでは、白老町はどこの市町村を受け入れるのか、その13市町の中で。そこまで具体的な名前はまだ出てきていないのですが、白老町はそういうような考え方で対応をお願いしたいというようなことは受けておまして、今後、白老町は割り当て、どこの市、町の避難先にしたいというようなお話もこれから出てくると思いますが、現在の状況としてはこういうような状況になっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。白老町は他市町との連携を深めることによって、白老町が万一の際に助けていただくのはもちろんなのですが、白老町が防災拠点都市としての役割を担い、その施設誘致その他も含めてさまざまな役割、防災拠点としてのさまざまな役割を担うことが白老町の産業経済にも好影響を及ぼすと考えてさらに質問を進めてまいります。

白老町の危機管理体制に対する民間活力導入について質問します。平成23年12月会議の中でも一時避難施設も含めて避難施設の民間指定や防災協定の拡充を図るべきだというふうに私のほうから質問させていただいたところですが、こちらに対して民間との協定をさらに広げたいと、こういう方針であるということで答弁をいただきました。実際にこの答弁に基づき当時の担当課の方も相当民間の施設を歩かれていて具体的な動きが見られましたが、こういった避難施設への民間施設の指定や防災拠点の現状と今後の方針についてを質問します。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 災害時の民間施設との協定ということでお答えいたします。議員おっしゃったように、今回の防災マップでも指定させていただいていますが、津波を限定としたお話をさせていただきますが、大津波が来た場合、避難場所としては22カ所

指定しております、その22カ所のうち20カ所が屋外、外です。外が津波の避難場所という形になっております。一般的に津波警報が発令されますと警報解除までは戻れないと言いますか、そこに一時避難場所に待機というような形になっていくと思います。その後、警報が解除になるといったらなかなか、東日本もそうですけど、時間的に2日とか長期的なことも考えられます。その場合に当然そこにずっといるというような形にもならないという中で、2次避難場所として、2次的な避難施設という形で、議員先ほどおっしゃいましたが、各関係施設、そういうところと2次的な避難場所としてのお話を相手方とことしの7月ぐらいから町内各施設の管理者の方とお話ししまして、災害時の、特に津波のときの1次、2次避難場所あるいは浸水区域内においては3階以上の耐震化にある施設を対象にしまして協定のお話をさせていただいています。全部で20施設ほどそのような避難施設の協定のお話をさせていただきました。今現在、進捗状況としては8施設の方が協定に対して理解を示していただきまして、今月の下旬くらいになるかと思いますが、災害時の協定をしたいと思っております。ほかの施設におきましても今協議中というようなところもありますので、随時協議を進めまして、より多くの2次避難場所あるいは緊急避難施設をつくって対応していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。新聞報道その他の中でも、例えば商工会や食料関係などの生活物資の供給を凶られているところとの協定、あと、トイレ、発電機など機材類のレンタル機器の企業、そういったインフラ機関との一定の協定が今進められていることは理解していました。こういう平常時の今こそ、もっと広げる具体的な行動を起こすべきだと私は考えていました。今旅館、民宿に対しても受け入れ要請、医療機関等に対しても津波、その他の想定に対しての避難施設としての協議を進めているという話も伺っていましたが、ほかにも灯油やガソリンの燃料供給企業や建設会社、これは重機やさらに人員の協力の要請も行うべきだと考えます。何でもこういうことを言うかということ、民間企業にとってもメリットがあるから考えるからです。それはもちろん企業の地域貢献や企業イメージといったそういった部分、PR的なプラスももちろんのこと、例えばですけれども、細かい話で申しわけないのですが、民間企業が融資を申し込む場合、銀行の稟議書の中には企業の業況欄というものがあります。その業況欄には、例えば地域貢献はどれだけしているかとか、地元の業界の評判だとかそういうことを書く欄があります。その中でさらに建設業界においては経営審査がありますので、その中で地域貢献はきちんと点数化されています。実際に企業に聞き取りを行ったら、地元地域でのごみ拾いですら点数になるのだと、そういう立派な点数になるのだと。そういう加点対象として災害時の人員派遣を行う防災協定を白老町と締結したと。こういった部分は企業にとっても実に有意義になる可能性を秘めていると考えます。ですので、より一層、今実際に具体的な施設も示されていますが、今後もそういった業界を超えて民間活力を積極的に危機管理に導入して、共助を一層積極的に推し進めるべきと考えますが、その考え方についていかがですか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 民間との協定の重要性ということだと思いますが、私どももその点は十分承知してしまして、現在、協定の相手方としては21団体と災害時の協定ということで結ばせていただいております。特にこの21団体のうち、東日本大震災以降の協定というのが10団体という形になりまして、やはり大規模災害が起きましたら、先ほどの答弁の中にもありますが、一つのまちだけでは当然対応できないというようなことで、やはり各団体あるいは同じ自治体との災害時協定、これが大事だというふうに認識しております。当然、物資に対する協定もそうですが、やはり人的な協定ということで、例えば広域的な協定を結んでいるのは、ここでいう苫小牧とか登別とかの市町村と協定を結んでいるのですが、そういう形の中で人的な応援も必要になってくるのではなかろうかというふうに思っていますので、協定につきましては、今後一層結ぶ団体を多くするような考えでいますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。共助を積極的に進めるイニシアチブを十分に期待したいと思います。今お示しいただいた大規模災害だけではなくて、白老町において想定されるさまざまな被害、それに対する危機管理体制について、さらに質問を進めてまいりたいと思えますが、まず、断水、停電被害の実態と対応について伺います。今示されたとおり1月21日から22日にかけての大雪による取水口の閉鎖が発生し、約2,500世帯が断水したということで、こちらについては、私も実際に浄水場を見に行ったり、担当課の説明を受けたりしましたが、就任間もない町長も現場に駆けつけて、本当に大雪で白老川の取水口まで車の運転も大変でした。車がグネグネとするような中、必死になって取水口や浄水場のほうまで駆けつけて、担当課含め町が一丸となって一生懸命災害復旧に当たっていたのは記憶に新しいところですが、この取水口の取水量の異常は、先ほど伺ったところ担当者の携帯電話にもうすぐに通報されるシステムになっているというふうに聞きました。

また、虎杖浜第1、第2の浄水場からや苫小牧市のほうからの上水道の供給の経路の開放についても、マンホールが一体そのコックがどこにあるのかというのは、実際、積雪で取水口もわからなくなっていて、実際にその地図で示されていてもその場所とずれているということはよくあって、基本的にもうこうなったら現場の職員の勘なのです。経験と勘によってそういった部分の危機管理が果たされているという部分が、探り当てる状況だったというふうに伺っていて、被害地域をなるべく少なくさせるために、こういった取水の経路の解放、その他関係についても担保しておく必要があるかと思えます。

こういった町の今までの担当者の努力に対して深く敬意を表する一方、平成26年度より白老町浄水場等の運転管理業務の委託が公募されており、こうした危機管理能力が民間業務委託により計られるのかどうか。この危機管理を担保する必要があると考え、質問したいと思えます。業務委託における、特に今述べたとおり、取水口の管理、非常警報の対応や除雪について。さ

らに経路を開通させるコックの探知など、断水時における危機管理が業務委託によりどのように変化するのか。また、今まで担当者が頑張ってきた経験やその対応についてのノウハウが継承されるかどうかについて答弁を願います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） お答えいたします。次年度からのいわゆる法定委託化に向けての不安点についてのお尋ねかと思えます。例えばの話、昨年のような大がかりな断水に至らなければならないそのような状況に陥ったときを考えると、大規模な対応については、この法定委託後も何も変わらず、我々、町の職員の対応も当然のごとくたくさん必要になってきます。それよりも、まず何が一番大切かと言いますと、より早め早めの初期の対応が一番大切になってくるのではないかと考えております。そういう点からいきますと、トラブルが発生するであろうというタイミングの中で迅速な対応を考えていくと、全く問題点としてはないと考えております。なぜにと言いますと、法定委託化することによって、受託した委託業務の範囲においては一定限度あるのですが、法の縛り、罰則の規定なども受けるような環境になってきます。したがって、受託者側に対しての責任度合いが今までとは全然違った形で高まってくるような環境になりますので、その受ける側の体制としても高い意識を持ちながら、そういった責任意識を明確に打ち出した中で管理体制の組み立てをやっていかなければならないとこのようなことになっていきます。そういった主体性を持った形の中での積極的な初期対応が図られるだろうということからいけば、より迅速な体制を整えていけるのではないかと考えております。

今現在、受託者の選定の作業中ではございますけれども、この後、ある一定の選定が整ったときには、その対象となってくる事業者と契約内容についてであるとか、そういった危機管理に対してのリスク分担であるとか、責任分担の仕分けをお互い協議しながら、事細かく、1項目ずつ整理していく環境になっております。そのような初期のトラブルに対しての対応がおくれたことによってトラブルが大きくなった場合などであれば、相手側の責任を問うような責任の分担表などの作成も考えておりますので、そういう初期対応の部分としては、まず問題は出てこないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） わかりました。確認を込めて今ご説明いただいた内容を大前提に法の縛りによる管理体制の責任の明確化という部分が図られるということ、あと、項目の整理をきちんと行って分担の明確化も行うと。さらには町としても危機管理能力についてはきちんと今後の対応を図っていくというその3点が柱になって、今説明受けたというふうに理解したのですが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） おっしゃるとおりです。そういったことでございますので、大規模な断水なり何なりまで至らなければならないという状況が発生した折には、町のほうも責任を取って給水体制の確保であるとかそういったことは従前どおり行ってまいりますので、

その点については昨年の冬を教訓にしながら図っていきたいということで体制を考えておりますので、ご理解願えればと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。年に数回程度、やはり大雪、特に湿った大雪が降った場合に取水口が閉鎖するような状況に対しての対応があるというふうに伺っていますので、そういった部分はきちんと担保されているということで理解しました。

停電災害の教訓と対応について、白老町の危機管理能力に活用されていなくてはいけないという観点から質問を行っていきますが、まず1年前の虎杖浜停電に関する被害の実態把握と総括状況。前に行政報告もありましたが、ここで確認を込めて質問します。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○交通防災担当課長（畑田正明君） 昨年の大規模停電についての概要ということです。まず、11月27日に虎杖浜地区の方から停電になっているということで、11月の末ですので寒いということもありまして、そういうような形で住民の方から朝方電話がありました。それに対しましては町のほうですぐ虎杖浜公民館を避難場所というか、その時点ではまだ決定ではなかったのですが、出張所も入っていますので職員もいまして暖をとることは可能だということで、それであれば虎杖浜公民館に来ていただけませんかというようなことから始まったわけですが、その後、北電に情報提供という形でいろいろ電話も試みたのですが、なかなか通話ができないというような状況の中で、午後2時50分ぐらいに北電のほうの対応ができて、この停電は3日間ぐらい続くというような情報が入りまして、早速、町のほうでも災害対策本部を立ち上げました。それ以降、正式に虎杖浜公民館を避難場所として、住民への周知等を実施したところでありまして。先ほど答弁の中でも出てきましたが、一応虎杖浜公民館に最大8世帯14名の方が避難したということで、これは3日間続きました。在宅の方もおられました。特に臨海区の方で在宅のままいたという方もいました。そういうことで、次の日あるいは翌々日、町のほうでも職員を派遣しまして状況とかを確認して、もし避難されるのであれば虎杖浜公民館を避難場所にしていますというようなことも伝えた中で対応させていただきました。

大筋ですが、そのような概要になっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 虎杖浜停電にかかわる企業等の被害額のほうは押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 虎杖浜の宿泊施設、ホテル、旅館等の被害という形で、正確な数字はわからないのですが、700万円台ということで報告を上げております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。こういった部分、実態があったということできちんと押さえがあって、確認できてよかったと思っています。さきの停電では、電源車が特に大活躍していました。大規模災害時の電源車、さらに給水車などのライフラインの代替車両、また、赤十字の災害救援車や非常時に道路を確保するJAFの災害救援車など、災害対応における車両配備の支援依頼系統はどの程度白老町として図られているのかについて伺います。現段階においてで結構です。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 災害対応の車両関係ということでよろしいでしょうか。災害に対する町の公用車というような形ではお答えできかねる部分があるのですが、今議員おっしゃったように、発電車、これは当然、去年の対応のときは北電から移動発電車が来ております。北電室蘭支店に確認したところ、発電車2台整備してあるというようなことは聞いております。ただ、大規模になりますと室蘭支店だけでは対応できないという形になりますと、道内の各支店から集めて対応することも考えられるというようなことは聞いております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 移動発電車の対応については理解しました。やや具体に入りますけれども、今私からもお示ししたとおり、赤十字については災害救援車を確保しています。また、JAFについても道路の開通がなければ緊急輸送ができないので、そういった部分についても民間や各団体のほうでも図られている部分がありますので、そこの協議を一層進めるべきだというふうに考えます。特にこれを今なぜ質問したかということ、冬期の避難所運営についてなのです。やはり北海道なので寒い避難所になってしまいます。前回については幸い虎杖浜の一部でしたので、白老町内できちんと暖かい避難所を確保することができました。ただ、もしこれが全域等になった場合に、やはり町内で確保できない状況が想定され、そうなるとう毛布や電池点火式のストーブの確保が健康、命にかかわる部分もあるのですが、これら冬期の避難所運営の物資確保の状況についてはどの程度押さえているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 備蓄品ということで、今備蓄している物としましては、毛布が275枚あります。あと、冬場に限りませんが、アルファ米が100グラムのもので500袋、水2リッターが126本、あと石油ストーブです。これは石油ポータブルということで7台、カセットコンロが3台。冬型の災害に対応する備品としてはこの程度しか今備蓄しておりませんが、今後、来年度以降、年数を踏まえて徐々に予算要求しながら、特に発電機、当然、冬になりますとやはり電気がなければなかなか暖もとれないというようなこともあり、石油ストーブもございしますが、大きな避難所等になりますとやはり発電機等も必要になってくるのではないかとということで、26年度以降の予算の中で徐々に整備していきたいと。そのためには近々備蓄計画あるいは備蓄方針、そういうものを作成しながら段階的に必要な備蓄の整備を進めていきたい

というふうに考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。購入という予算要望ももちろん重要ですが、例えばですけれども、臨海区の町内会は会館の中に電池点火式のストーブを2台導入しました。民間企業でも、こういったときにはファンヒーターはとまりますので、これではいけないと電池式を買った企業の話も相当聞いています。ですので、民間の登録、いざというときに貸してほしいという民間の登録、状況によって貸していいというそういった登録の部分も含めて。ただ町がどんどん確保して倉庫に入れておくだけではなくて、そういった部分も考えて、備蓄計画や備蓄方針についてお示しいただいたときにまた改めて議論させていただきたいと思えます。

こういった不安な避難所生活を強いられる中、最も安心を生む情報について議論を移していきたいと思えますが、事業者にとっても対応を左右する情報管理に当たっては、特に北海道電力とのホットラインの整備状況があります。今回は白老町の庁舎は停電しませんでしたので平時の電話状況で結構だったと思うのですが、さきの停電の教訓を踏まえて北電とのホットラインの整備状況がどのように凶られているのか。並びに電気のいらぬ電話など、昔黒電話とよく言いましたけれども、電気のいらぬ電話などの整備状況、いざという停電時の情報のホットラインの整備状況について。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 停電の場合の北電との連絡体制ということで、昨年11月の大規模停電以後、北電室蘭支店の方も何度か役場のほうに足を運んでいただいて、今後の対策ということで町のほうと協議しております。その前段に北海道から昨年12月、突発的な停電における応急対応マニュアルというものが発表になりました。それは昨年11月の長期停電に対応したということで急遽つくられたものなのですが、北電あるいは北電と関係市町村の連絡体制を十分とれるように対応してほしいということも盛り込まれておりまして、その中では停電になったら電話とかが使えないということで北電の職員のほうから災害時の連絡体制ということで、うちのほうで災害時優先携帯電話というものを持っておりまして、もし停電になっても災害時優先電話でのやりとりをしたいというようなことで電話番号も教えてあります。あとは、うちのほうで持っています衛星電話、そういうもので災害時の連絡体制を取っていききたいと。これは白老だけではなくて、室蘭支店が管轄している胆振西部から白老までの関係市町村に出向いて、各役所の非常時の対応、電話等それは確認されているようです。

それと、災害時の電話連絡等の連携もそうですが、このときに北電から言われたのは、常時北電のほうでも情報提供としてはインターネットとかそういう形で停電の状況とか回復見込み、そういうものは周知していききたいと。今停電になりましたら、随時その現場に行きまして北電の車でその周りの方々に周知、今停電ですと、いつ頃復帰しますということは従前もやっ

てきたのですが、それも今後強化していきたいというなお話は聞いております。実際、白老も昨年の11月以降何回か停電がありました。そのときも北電のほうから車が来まして、関係する地域に広報しておりました。そういうことで、これからにつきましては北電と町のほうで連携を取りながら、周知もそうですが、復旧見込みとかそういうことも住民にわかるような形で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。避難所については、その運営の具体的な話については後ろの項目に移しまして、続いて3点目に移ります。越波被害の護岸整備、河川改修工事など、海岸・河川管理対応についてです。まず海岸線保全対策について町としての考えを伺いますが、水産業、観光地域の拠点ともなっている虎杖浜地区の海岸線が、昭和40年代より波浪の越波による加工場の壁破壊等の施設被害が深刻化し、所管する北海道は直立護岸や消波工の工事にも既に実施しています。しかし、近年大規模化する自然災害に起因する海岸侵食が著しく、特に大震災以降著しいです。越波、飛沫や騒音、振動による被害がたびたび発生して、ひどいときには、この間の台風のときは水産加工施設を波のしぶきが越えて、砂や越波が町道にまで流れ込んできています。周辺事業者や住民も自主対策を余儀なくされ、自費負担でブロックやアスファルトの舗装等を行っていますが、もう既に越波によりほぼ崩壊しまして、水槽に水を導く導水管も既に破損等が発生しまして、生命や財産の安全、事業継続に危機感を募らせている中、さきにこのような状況の抜本的な解決として、地域住民、各事業者の総意として離岸堤の早期整備や着工順番についての配慮、そして、既存直立護岸への緊急対策を白老町として、この海岸を所管する北海道に対して強く求めるようにというふうに要望しましたところですが、この被害と対応の必要性に対して町のお考え、そして、今後、道とどのような要請、対応をとっていくのかについて考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 虎杖浜海岸の越波被災についてでございます。町としては、あそこについては加工場とか町の重要な産業施設があるということ踏まえた中で、早急に北海道には越波の被害をなくすようなものを設置してもらいたいという形で要求は上げております。それにつきましても越波被害があるたびに北海道の管理部門のほうに連絡いたしまして、現地を把握しながら早急な対応をお願いしたという状況であります。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。今、先般要望を上げたという話でしたので、そちらについての進捗の度合いが分かりしだい、しかるべきタイミングをもって地域住民のほうにもお示しできるような体制をとっていただければと思いますので、まず今は推移のほうを見守らせていただきます。

河川対策について伺います。洪水予測について、白老川水系のほうでは洪水予測と浸水の予測等もされているという整備されている状況は承知していますが、白老川については同僚議員のほうから精緻に質問ありましたので具体的な話は省きたいと思います。ただ、今町長からの行政報告にもあったとおり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法と長い名前の法律が12月4日の参議院本会議で可決され、経済対策としての国土強靱化1.2兆円も含む補正予算のほうも示されていますが、こういった国もしくは関係省庁からの補助メニュー導入による今後の白老川、そういった国や関係諸機関との連携、補助メニュー導入による洪水対策について、町としてはどのようなお考えを持っているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 河川の洪水対策についてでございます。町が管理しているのは準用河川と普通河川でございます。それにつきましてはある程度整備が終わっているという判断の中で維持管理だけをしていこうというような今の体制でございます。2級河川につきましては、若干ウヨロ川のところで、石山の温泉区のところにちょっと浸水被害とかがありますので、早急な対策をお願いしてございます。

あと、町の管理している部分につきましては、今現在、何人かの議員の方からもちょっと心配だという話がありましたウトカンベツ川につきまして、いろいろと補助メニューを上部の役所と調整しながらやっております。その中で、今現在、来年度から下流からの土砂掘削等をやっているような形で概算要望を上げていけるのではないかと。来年、実際に現況調査いたしまして、一部着手すると。3年くらいかけてウトカンベツ川については、今河道にたまっている土砂掘削の対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。準用河川や普通河川についてもクッタリウス川についての河床の掘削が図られるなど各種河川への対応が図られているというふうに認識はしているところですが、河川増水等への緊急対応について質問したいと思います。敷生川の造成、これは道の管理だと思いますが、もちろん町の担当課のほうも、頻繁に大雨が降ると橋桁のほうの観測を行っている状況は拝見していました。また、本年10月25日に発生した台風27号の影響によると思われるメップ川の橋桁が隠れるほどの増水がありまして、メップ橋のほうで国道のたもとのほうで一部の浸水被害もあり、また国道の閉鎖等も検討されたと伺っています。これについては河道の緊急掘削、開削のほうが間に合わなかったというような状況も聞いていますが、この河川への緊急対応における当町の担当課及び関係機関との対応やその判断がどのように行われているのか。実態、具体的な説明と今後の方針について。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） メップの増水につきましては、それに繋がる敷生川本線が増水することによって内水排除ができなくなるという形でメップ川は増水します。その原因としましては、やはり波浪による河口部の閉塞という形が一番の原因となります。それにつきまして、

管理している北海道のほうも雨が降って危険だというときは河口を観測して掘削等の対応はしているのですけれども、ただ、言ってしまうと波が高いときは掘削をしてももう半日もすると閉塞してしまうという状況がありまして、今その対応等は北海道のほうも苦慮しているところでございます。町といたしましては、メップ川が増水した場合に敷生川に向かないで直接海のほうに向くような体制も考えております。ただ、今回の10月25日につきましては思ったよりも急に増水してきたと。重機とかはある程度配置していたのですけれども、波が高いとか急激に増水したという形で対応ができなかったところもでございます。ただその中で、敷生川の河口が抜けるとそれによってすぐメップ川の水位も下がっていくということなので、町としましては敷生川の河口を確認しながらメップ川を直に向かうとか、その辺は今後も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） わかりました。対応機関、関係機関や河川を管理している諸機関と当然協議が必要になってくる部分はあると思いますので、一定今の話で理解しました。

今国道の話も出ていましたが、町道、橋梁の災害対応強化と交通円滑化のほうに議論を進めてまいりたいと思います。こちら今町道の改修計画が10カ年計画というふうに承知しています。平成32年の終了となると今財政健全化プラン等とちょうど周期が一緒になっていて、非常に臨時事業費も限られた中での予算編成が進められている状況、これは私も十分に理解しています。ただこういった厳しい中だからこそ優先順位をきちんと持って進めていくべきだというふうに考えますので、厳しい、予算がない、だからその順番をちゃんと考えないといけないう趣旨です。それでこういった部分をきちんと優先順位をつけて進めていくという中で、町道改修計画、昨年度当時の建設常任委員会での所管事務調査や現地調査もさせていただきまして町道改修計画の進捗や達成度合いについても承知はしているところですが、実際に今一答目で総キロ数については示されていますが、この町道改修計画の達成度合いについて、さらに整備順番ありますが、これはきちんと明確化されてはいたはずで。通行量、地域バランス、そういうさまざまな考え方があったと思いますが、町道改修計画の進め方と考え方について。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 町道補修改修計画、これは22年から10カ年という形で計画しています。その中の進捗率であります。今現在、ことしも合わせれば大体5,128メートルやっている形でございます。それは思ったよりも町のほうも予算をつけていただきまして、それなりに計画というか進捗はいいのかなという判断をしています。その中で優先順位という話でございます。この改修計画をつくったときには交通量とか重要度、それと老朽化の進捗である程度判断してこの順位を決めております。ただその中で、現況でやはり交通量の多いところは交通量の少ないところよりも老朽化がちょっと多いと。そうすると22年度で製作したより若干ほかの路線の路面状況が悪いとかそういうところもあります。そういうところに予算をいただいた中で、現況を判断した中で、早急に補修していきたいというところをやらせていただいているのが現

状であります。この前建設常任委員会でお示ししたのが本当は優先順位ですけれども、その優先順位の中でまたやるところの、ちょっと変なのですけど、老朽化という路面状況をもう一度確認して、その中で早めるものと遅めるものを現状では決めているという状況でございます。進捗率ですけれども、それは今のところ路線数でいけば36%、延長でいけば24%の進捗率になっております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番です。進捗率としては若干厳しい部分もあるのかと。ただ、この厳しい財源の中で道路の改修等を進めていて、実際に去年行った所管事務調査により指摘した一部町道についてはもう改修が既に行われている状況も見受けられまして、頑張っってやっているとこのように理解はしています。その現況優先順位として、当然やっぱり通行に支障を来たしかねない部分については優先させているという考え方は理解できますが、実際にまだ多くの道路が整備を待つ状況にあります。その中で、例えばですが竹浦2番通り、これも仮称苦小牧登別通りで鉄北幹線の重要な一環をなしており、この鉄北幹線については第3次の緊急輸送道路にも指定されているというふうに認識していますが、こういった整備についての指針にさまざまな地域バランス、そして通行量、そして改修の必要性、そういった部分の中にいざというときの防災危機管理という考え方を持って整備を進めていくべきだと考えますが、そちらについての考え方についてはいかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） そこについては、今は検討していないところでございます。それは今後検討していきたいと思っております。

あと、竹浦2番通りについてですけれども、現状で今竹浦2番通りについては補助事業の中で実際にやらせていただいております。国からの補助金見合いで整備していくという形ではやっておりますのでご理解願います。ただ、多分議員が言っているのは竹浦小あたりの駅前のところの冬期の段差のことも言っているのかと思うのですけれども、そこにつきましても、今やっている竹浦2番通りの補助事業がある程度めどがつけば、そこに補助事業を延伸していくという考え方で今は計画しておりますので、ご理解願います。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。一定理解しているのですけれども、やはり危機管理、いざというときの災害関係に対しての道路という考え方を持つべきだと考えます。滑空場線の

整備が、緊急輸送施設に指定されている白老滑空場へつながる道路だというエビデンスで整備がなされたというふうに私は認識していますが、そういったような今後の整備に対しての安心・安全なまちづくりのためにも、そういった具体的にどうなるかという部分は個別に考えていく必要があると思います。ただ、基本的な考え方として、危機管理や防災に対しての強いまちづくりの観点からそういった物差しは持つべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議員の言うとおりでございます。現状の中でいきますと、それよりもまずは安全交通を確保するという方向で今は道路計画をやっていきたいというふうに考えております。その中でそういう対応もできればというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。当然それは災害対応だけでなく、事故防止や交通円滑化というそういう観点からの整備を重点的に進めていきたいと。ただそこに附随するような形であっても、地域に対しての安心・安全や防災ということは考えていきたいという答弁だというふうに理解しました。当然そこは大事なことだと思います。

そこで、事故防止や交通円滑化の観点からも若干質問していきたいと思いますが、橋梁改修計画についてです。こちらについて橋梁の老朽化や耐震化の問題というのは全国的なもので、本町における橋梁の長寿命化計画の進捗についても調査は図られているというふうに一答目でありましたので理解しました。この診断結果を踏まえて本町における橋梁改修方針が町民や議会に示されるのはいつ頃になるのでしょうか。そのめどとして答弁願います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今現在3年かけて今年度で橋梁調査は全部終了します。今後ある程度のもを策定しまして学識経験者の意見をいただくという形でございます。それが終われば今年度中にそういう長寿命化計画が国土交通省で認定されるという形でございます。そこで補助事業に入っていけるというふうに考えております。今のところの進捗状況としては、大体ある程度策定は終わっていますので、85%ぐらいは策定できているのではないかとこのように考えています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。その橋梁の改修計画が今年度の調査結果を受けて策定されるということです。これが来年度中ぐらいになるという理解でまずよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） この橋梁の長寿命化は、こういう形で補修をしていけば将来的に橋についての補修費が削減できるということでの計画でございます。今後につきましては今の橋梁長寿命化計画を策定するものとは別に、今後は町の財政状況とすり合わせをしながら計画

を決めていかなければならないというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 財政健全化のほうまで踏み込めませんので、そのあたりとの整合性の中でまた舞台を移していきたいと思います。

事故防止や交通円滑化の観点からも橋梁の部分を含めて改修を図っていききたいという話でしたが、例えばですけれども、やや具体的な話になりますが飛生橋などは橋幅も狭い上に作業道路としてダンプカーが往来する通行に非常に注意を要する橋となっております、さきの議会町民懇談会でも強く整備や改修の要望が出されておりました。これからのその診断があつてからという部分になると思うのですが、今現段階において町内の各橋梁の中で重点的に整備が求められているという把握実態について、現時点で結構ですので答弁願います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 現状でいきまと、まず長寿命化の中で128橋を全部修理していくのは今の財政状況では難しいのではないかと。その中で第三者被害を及ぼす橋とか、先ほど議員が言った緊急輸送道路の部分とか、あとは主要な町道そういうものを合わせて大体33橋について10年間で補修をしようという形で考えています。その中には先ほど言われた飛生橋も補修をすると。言ってしまうと架けかえは難しいと思います。現状でいけばまだ長く持たせるような橋でございますので、幅員を広げるといことは考えない中で車両が交差できるスペースをもうちょっとつくるとかそういうところを考えながら対応していきたいと思っています。

あと、ウヨロ橋です。石山の温泉区にある部分の上流にある橋については、早急に修理をかけていかなければならないというようなことでは理解しております。言ってしまうと33橋をある程度修理すればそれなりにこの長寿命化計画は成り立つというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。今具体的な部分が進められていますが、こういった部分と合わせて今後診断結果をもとにした議論のほうを進めてまいりたいと思いますので、現段階においては今の答弁について結構だと思います。

この4点目の最後の質問になりますが、担当課のほうの取り組みが進められて、今国道36号線についても萩野12間道路と国道との交差点の周辺が混雑道路指定を受けたというふうに報告を聞いています。苫小牧地方総合開発期成会要望事項にも道路整備のほうが進められているというふうに伺っています。こういった道、国との連携も含めた今後の町内の道路の主要懸案の解消の方向性についての取り組みについて、今実際に北海道の関係でいえば、竹浦2番通りから北吉原西通りの柏洋団地に抜ける道路で変速交差点になっている部分がありますが、あそこの部分の解消は毎年のように議会の町民懇談会の中でも出されています。担当課でも十分認識されていると思います。ただこの部分についてはやはり国、道を初めとした関係機関との解消の方向性についてのすり合わせが必要な部分があると思います。こういった町内の道路の主要

懸案について、改修の方向性と取り組み方針について答弁願います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今現状ではそういう形で先ほど議員が言った北吉原西通りと竹浦2番通りの交点の変則交差点とか、あとと言ってしまえばポロト社台線とかそういうものにつきましても大がかりな事業になりますので、国の補助金をいただいた中で計画を立てていきたいと思っています。ただ、今はそれなりに竹浦2番通りとかの改修をやっておりますのでそこをある程度重点的にやっていきたいというふうに考えております。そのめどがつけば改めてそういう交通の支障のあるところについて国と協議していきたいというふうに考えています。変則交差点につきましても竹浦2番通りに含まれておりますので、そこについても今後進捗状況の中である程度整備の方向にいけるのではないかとというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） わかりました。

5点目についてですが、若干重複する部分もありますので簡潔にお答えいただければ結構だと思います。自衛隊を初めとした人命や財産を守る諸機関との連携についてです。緊急輸送施設に指定されている白老滑空場は災害時陸上自衛隊のヘリポートとしても利用されることになっており、平成12年の有珠山噴火時にも活用されているというふうに認識しています。また、市街地から離れた立地を活用して滑空場防災危機管理の訓練施設としての活用の検討ができるのではないかとというふうに私も考えています。陸上自衛隊とは、白老駐屯地はもちろんのこと第71戦車連隊との連携も図られ、白老町に気象庁からの警報が発令された際には必ず自衛隊側からも異常はないですかというような状況の照会を受けているというふうに伺っています。さらに警察も含め人命や財産を守る諸機関との連携を一層発展させるために、今食育・防災センターの利活用に向けての協定も進められているというふうに認識しています。こういった白老町民の安心・安全一層を高めるために自衛隊や警察を初めとした危機管理における諸機関との連携についての町側からの見解と方向性について答弁を求めます。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 災害時における自衛隊等との連携と関係機関との連携ということで、今議員おっしゃったように大雨とかの警報時には当然職員も出ますが、各関係機関、特に71戦車連隊あるいは気象台、あるいは苫小牧警察署のほうと常時情報交換をして、特に自衛隊においては災害時というような形も想定した中で随時警報時は役場の職員と同じように待機していただけるというふうに聞いております。もし自衛隊派遣というような形になった場合もすぐ対応していただけるというように形で、平時においても関係機関と連絡を密にして情報の交換等を実施していきまして、災害が大きくなった時点ではすぐ対応できるような形で対応している状況であります。今後につきましてもこの連携を密に当然していかなければならないと思っていますし、特に今回10月に防災訓練がありましたがそのときも71戦車連隊には参加していただいたのですが、白老町にあります白老駐屯地の隊員にも今回の本部連絡員

という形で本部に入っていざというときの71と白老町の間に入った形の連絡体制がとれるような形そういうことも考えられますので、白老駐屯地にも今回防災訓練に参加していただいて、そういうような対応もしております。以上のようなことでこれからも関係機関と連携を密にして災害時に即対応できるような体制づくりは進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。関係機関との協議の話ですが、6点目の防災訓練のほうに移ります。本年10月29日に行われた北海道と連携した北海道防災訓練として、モデル町としての白老町の防災総合訓練の成果と課題については一答目で理解しました。この中で具体的に毎回指摘されて十分認識されていると思うのですが、防災無線なのです。聞き取れないということでこれも担当課からは基本的に屋外にいる方に向けてという防災無線の整備の考え方があるということは伺っております。それはそれで理解していますが、現状で最も町民が頼りにしている非常放送という場合はやはり防災無線というものになってくると思います。これは実際さきの議会の中でも再三サイレンの活用もしてはということで消防との連携によるサイレンの吹鳴という部分が出ていましたけれども、具体的に情報伝達の手段については防災無線の部分の整理についてどのようにお考えでしょうか。まずその基本的な押さえについて伺います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 防災無線についてのご質問であります。今回の防災訓練においても防災行政無線を活用したわけですが、参加者へのアンケート等を実施した結果、やはり防災無線は聞こえたか聞こえないかという形になりますと聞こえないといいますが、聞こえているのだけど何を言っているのかわからないとかそういう部類の回答が7、80%ございました。今回なぜ聞こえなかったかということにつきましては、防災無線49基ございますが、一斉に発信されたということで共鳴という部分もあるというのが1点と、あともう1点としては当日自衛隊のヘリもそうですが開発建設部のほうでもヘリを出して上空を飛んでおります。そういうようなことも1つの要因というふうには思っておりますが、総体的にアンケートでは聞こえなかったとか何を言っているかわからないというようなお話を受けて、防災無線は今49基あるけどそれを10基、20基ふやして、そうすれば解決できるというような問題でもないというふうに認識しています。財源の問題は別にして、もし立てられるとすれば10基、20基立てて100%町民に全部聞こえるというふうな形にできるかと、それはなかなか難しい。逆に共鳴というような部分もあります。難しいという状況下において私どもが今できる防災無線の代がえの手段として、防災無線は当然主に考えています。ただ、そのバックアップとして今回も消防のほうをお願いをして防災無線終わった後に同じような形で消防のサイレンを鳴らしてもらうというようなバックアップの1つの手法として取りました。アンケートの中では消防サイレンは非常によく聞こえた、これはいいのではないかとというような声を多数受けております。そういうような形で、防災無線は手段ですけれども、それをカバーできる消防サイレンもしかり、

あと今回消防のほうで退避訓練という形で消防車あるいは救急車において各地区を回りまして避難の周知もしております。それも防災行政無線の代がえではありませんけど、バックアップの一つの方法かと。あと緊急携帯のメール、それも一つの方法。いろいろな形の中でできる範囲のものを使って、自分たちもそこでは自助、共助も含めてやはり自分の命を守るためには当然防災無線という手法もあります。いろいろな手法があると思いますけど、例えばテレビ、ラジオというのも身近なものとしてそういう媒体等を使って情報を得るといことも肝心かと。そういう意味では当然防災無線の必要性というのは私ども認識しておりますけど、それをカバーできるものを自分たちでも考えていかなければならないだろうというふうに思っております。今後それが何かという部分では検討をする必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番です。まずサイレンとの連携が図られたという部分で、そちらについては結構なことだと思います。サイレンの鳴らし方だとかサイレンが鳴ったら窓を開けてだとかそういった啓発方法含めて今後改善に取り組んでいただきたいと思います。この防災無線というのは限界がどうしてもあるという部分は認識しています。それで、実際に去年の1月の断水被害の中でも防災無線で報告をした後に帰宅をした方が断水の状況がわからず問い合わせが殺到したということを知っていました。早く復旧するのであれば当然そんなに急がないし避難とかもしなくてもいいわけですから、一日ぐらいなら我慢できたのにという声がたくさん私のもとにも寄せられました。これは実際に非常に難しい部分だと思うのです。停電被害が起きるとテレビやインターネットも使用できないので情報がない中でいつまでどう対応しているかわからないという本当に辛い日々を情報がなければ送らなければいけない。こういった際に大活躍したのはさきの停電の被害のときのラジオでした。ラジオは電池で聞けるので公共放送をずっとつけっぱなしにしまして停電情報と聞くとみんなシッと聞いて聞くぐらいラジオを頼りにしていました。ただ、ラジオも弱点がありまして全道版だとしてもきめ細やかな情報は伝わりません。非常に今財政の状況が厳しい中なので十分理解しているのですが、ぜひ協議を進めていただきたいと思うのは、細かな充実した情報を伝えてくれるFMラジオ放送局との協議です。室蘭市を中心に白老町は一部適応となっていますFM放送局が室蘭市にありまして、伊達市にも出張所を設けてやられています。こちらは災害情報を、協定を結んで30分置きに放送しています。これは記録が残っているのですが、ことしの10月25日の登別市からのお知らせがありまして、これは来馬川が危険判断水位を午後12時50分に超えたことが報告されて午後2時から避難準備情報発表。さらにお年寄りなど避難に時間がかかる方は登別市民会館や幌別中学校に避難可能だと刻一刻とあるのです。午後3時30分現在では登別市民会館には30名、幌別中学校には15名という避難状況、そして被害の状況、市道の一部での道路の決壊の情報、そして通行どめの情報、そして小中学校の一斉下校についての情報すらラジオを聞けばわかるのです。青葉小学校の3年生以下が下校しましたと、これは保護者の方が聞いて

たら対応できます。危機時に集団下校します。でも家に誰もお家の方がいなければ対応できないのです。だからこういった情報は本当に便利だというふうに改めてFM放送局の価値を再認識したところですが、これはもちろん出力の許認可もありますのでなかなか難しいところですが、伊達市についてもFM放送を防災に活用するという取り組みが進められているというふうに伺っています。白老町はエリアが厳しいです。聞き取りにくいのは十分認識しています。ただし状況がよければ苫小牧市でも聞くことができます。こういったFM局との防災協定の協議を進めて、まずは諸条件の整理を進めるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） FMラジオ等での防災情報の伝達ということだと思います。それで、今議員おっしゃられたように伊達市においては先ほどお話ありましたように室蘭にFM放送局、室蘭まちづくり放送株式会社というところで通称FMビューというラジオ放送局がありまして、そこを利用しまして伊達市では防災情報なり地域情報を聞くことができていたと。ただ、当時できていたのですが、伊達市全域が100%聞こえたかというところでもないようです。それで、伊達市においては中継局をつくらないかというような話が先ほど言いましたFM放送局のほうからありまして、その中で伊達市のほうもそういう形で中継局を伊達市内に立てれば伊達市全体がFM放送を聞けるということであれば大変ありがたいことであるからやりたいというような話でFM中継局を立てる助成金、それを幾らか出して立てたそうです。立てましたら、やはりいろいろな先ほど議員おっしゃいましたように24年8月に伊達市さんとFMビューさんと災害協定を結んで、災害時だけでなく通常の地域情報の伝達という形の中でもそのFM放送を利用していききたいと。一番役に立つのが災害時の放送。ラジオ放送をして周知するということが協定の中で提供されたというお話は聞いております。それでは、白老町はどうなのだと、一部聞こえているというようなお話、苫小牧も一部では聞こえていると。確かに虎杖浜地区とかやはり室蘭の放送局に近い地域では聞こえる箇所もあるらしいというふうな話は私も聞いています。それで、白老も聞けるような形でFMビューと協定できないのかというようなことになると、放送法の関係から隣接するまちに対しては中継局を立ててそういう対応はできますが、隣接していないまちについては立てることができない、エリアには入らないというような形になっているそうなのです。そうすると白老町でFMラジオを活用するということになれば、まずはFM局を立ち上げる。例えばNPOとかそういう団体があつてそういうところで放送局を立ち上げて、そういう形で白老町の中でFM放送をかけて災害時の情報とか平常時の連絡でもいいですが、そういうようなことをやっていく放送局が立ち上がった中で災害時の放送というものをやる、放送ができるというような状況になっていまして、今現在白老町でFM局を立ち上げるというようなことが可能か不可能かこれはわからないのですが、そういった体制づくりをしなければFMラジオというものを白老町独自で聞くことはできないというような状況になっております。内容としてはそういうような形で、私も伊達市のほうに聞いた中ではそういうようなお話を聞いておりまして、電波法とか放送法の中で今現在の白老までのエリアの拡大というのはなかなか難しいというようなことでありました。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番です。わかりました。私も放送法のほうまで調べて、実際に困難があるというのは十分に認識しています。許認可が出力のキロワット数まで全部厳しく規制されていますので、そういった部分がなかなか白老町までということを引きと網羅できるかどうかという問題はまだまだ残っていると思います。ただしこれが実際登別市さんまでのエリアの中でどういう考え、登別市さんとの協議などそういう話はまだ承知していません。なので実際にどういう形でなっていくのか。苫小牧市さんの取り組み等もあると思いますので、近隣市町村の取り組みの進捗を見極めながら、とにかく防災無線だけに頼らない情報の伝達手段というのは検討を進めるべきだというふうに考えています。

避難所の運営のほうに移りますが、こちらについては先ほどの一答目であったとおり避難所の運営基準が必要だということです。これをぜひ町として整備してほしいということです。実際トリアージという言葉聞いたことがある方も多いと思います。医療で使いますが、調べましたら対応人員や物資などの資源が通常時の規模では対応しきれないような非常事態に陥った場合において対象者の優先度を決定して選別を行うのです。避難所の運営で何が大変だったかと登別市さんに聞いたら、救援物資が足りないときが大変だったと。おにぎりが足りない、毛布が足りない、ストーブが当たらない。そういった部分に対して誰を優先するのか。きのう当たっていないとかけんかになったとか、うちの子が大変だとか、熱が出たとか大変だったというのです。しまいにはペットを連れて来てもいいのかとかそういったことがたくさんあって、私たちが登別市議会議員の方たちと一緒に合同の研修会も開きました。こういった避難所に対して指針がなければ、ただの欲望のぶつかり合いのけんか、争いの絶えない場と成り果ててしまいます。ですので、公的機関として白老町として避難所運営の基準をぜひ整備していただきたいというふうに考えます。今認識したところだということでこの答弁で結構ですが、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 避難所運営の基準についてということで、どういったふうを考えているかというご質問でした。避難所運営のルールにつきましては、東日本大震災を踏まえて平成25年6月に災害対策基本法が一部改正になっております。この中で避難所における生活環境等に必要な措置を講ずるよう規定されまして、その後25年8月に内閣府より避難所における良好な生活等の確保に向けた取り組み指針というものが発表されております。指針の中身としては避難所基準や良好な生活確保の取り組み方法を明確にしておくこととということがあります。それと、指針なり基準をつくる場合にも計画自体のページ数が多くならないように誰でもそれを見れば役場の職員であっても町内会の人であっても誰でもすぐ避難所運営ができるような形をとりなさいと。ですから、長たらしくと申しますか何百ページもあるようなものではなくてすごく簡潔にわかるような指針にいなさいというようなことも中には入っております。

ます。そういうようなことから、当然町のほうとしても今後避難所基準あるいはルールをつくるような形にしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。まず今認識したというところで理解しましたので、今後実際の必要性、その他に鑑みてそちらの整備のほうを検討していただきたいと思います。

最後に移ります。7点目、白老の自助・共助を発展させるということで、まず本町においては自主防災組織率、現時点で何%になったか。

また、防災マスターの育成についても取り組まれています、その進捗についてまず答弁をお願いします。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 1点目の自主防災組織率です。25年4月1日現在ですが約73%になっております。ちなみに1年前の24年4月については66%、23年4月については約43%になってございます。

地域防災マスターの関係ですが、これにつきましては9月の一般質問の中でも答弁させていただいているのですが、あの時点では1名ということだったと思いますが、その後2名の方が地域防災マスターの資格を取りまして、現在3名となっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） まず実際の組織として整備を進めるというそれについては理解しています。実際災害対策法に共助を推進すると定めて取り組まれてきているこの自主防災組織率ですが、これは2012年4月1日時点では全国では活動カバー率、つまり人口としては75.8%まで向上してきているというのが総務省の調べでした。ただ、ちょっと年限違うのですけれども、内閣府で行った2005年6月実施の世論調査の中で、2005年時点は64.5%の組織率でしたが、自分が自主防災活動へ参加しているというふうに認識している割合は19.1%にとどまったのです。例えば、白老町において町内会に入っているのだけれど自分がその一員だという認識が足りないという部分、その乖離が見られました。それで、今こういった地域住民の意識を巻き込んだ積極的に活動に繋げていかなければいけないというふうに考えます。そのためには今担当課が中心となりまた社協も頑張って防災に対しては啓発に取り組んでいて、防災出前講座など自助・共助を推進する取り組みを続けてきていますが、こういった社会教育はもちろん学校教育においても釜石の奇跡とも言われた率先避難者たれということで、学校教育の面からも危機管理についての教育を徹底してきたというこの動きの中で、ぜひこういった防災出前講座等を通した社会教育、そして学校教育の場面においても町がイニシアチブをとってソフト面での防

災意識の高い白老町へ推進すべきだというふうに考えますが、それについてはいかがですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 学校教育における防災教育ということですが、学校においては日ごろよりいっどこで起きるかわからない災害に対して児童生徒に対する防災教育、防災意識を高めることが大事であると考えております。それで、各学校においては毎年地震、津波、火災等を想定した避難訓練を実施しておりますが、特にことしにおいては10月29日に全町一斉の総合防災訓練に小中全8校が一斉に避難訓練を実施しております。また、新たにことしから室蘭气象台と連携して防災教育を実施しております。今年度につきましては社台小学校、白老小学校、虎杖小学校、白老中学校、それと緑丘小学校PTAおやじ部が独自に气象台と連携した防災教育に取り組んでおりますが、その中では地震、津波、火災、噴火が発生したときの避難方法や防災への備えだとか、あと地震、津波のイメージトレーニング、それから地震や津波、大雨や洪水、台風などの災害から身を守るための知識、自助、共助、公助の大切さについて学ぶ講座、それから地震、津波、噴火への安全な避難方法等の防災教育を行っております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

〔8番 広地紀彰君登壇〕

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。ぜひ避難の考え方、私自身も自分の経験からいうとまずきちんと担任が引率をしてグラウンドかどこかに並ばせて点呼をとってというような流れの中での避難訓練だと思いますが、今の考え方でいくと例えば率先で避難しなさいと、逃げなさいと、大人に頼るなどそういったことも取り組まれて、実際に高い成果を上げています。そういったことも考えながら今後の避難訓練の充実をぜひ求めたいと思います。

最後に町長にお尋ねします。町民の生命財産を支えるのは町の使命だと認識しているかと思いますが、それを公助ともし言うとしたら、それを果たすためにも国、道、関係機関と連携して、さらに民間の活力も導入しながら整備を進めて、そして自助、共助をぜひ啓発していくとそういった防災に強い白老町強靱化をすべしという趣旨で私きょうは一貫して質問してまいりましたが、町長がお考えになります町防災対策の現状認識、そして、今後防災に強い白老強靱化にどう向かっていくのか。その考え方について。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 一答目にお答えした部分と重なるのですが、災害の大きなものと小さなものとありますし、災害の内容によってはいろいろな関係機関と連携をとりながら進めていかなければならない部分があると思っております。また、災害については日ごろより防災訓練、防災の啓蒙活動など、あと減災、そして避難所、避難訓練、避難経路等々もありますので、その辺を公的な立場、行政として町民にどういうふうにし意識の醸成をしていただくかというのがまず大事だと思っております。自助、共助、公助という言葉が防災にはたくさん出てくるのですが、実はこれは順番も大事でありまして、まず災害にあったら自分で自分の命を守ると先ほど議員おっしゃっていたとおりでございます。まず自助です。その次に共助がきて自助、

共助でも賄えない部分を公助で進めていくという、言葉の順番にも大変意味があると思っております。だからといって行政が3番目にくるというわけではないのですが、行政のほうもちゃんと自分の命は自分で守りなさいという啓蒙活動を進めていきながら、どういう形で町民の生命を守るかということと一緒に考えていかなければならないと思っております。

ことしも全町一斉上げて防災訓練もさせていただきました。そこにはいろいろな関係機関との協力や連携を取りながら進めさせていただいたのですが、その中によかった点と悪かった点と反省をしなければならない点も出てきましたので、この辺をしっかりと反省して、また次の防災訓練につなげていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして8番、広地紀彰議員の一般質問を終了いたします。

◇ 大 渕 紀 夫 君

○議長（山本浩平君） 一般質問を続行いたします。

4番、大渕紀夫議員、登壇願います。

〔4番 大渕紀夫君登壇〕

○4番（大渕紀夫君） 4番、日本共産党の大渕でございます。私は町長に1点質問いたしたいと思えます。白老町におけるアイヌ民族政策の発展とイオル再生事業、民族共生の象徴的施設についてであります。まず第1点目に、施設ができることについては大いに歓迎できるが、まちとしての基本的な考え方について伺いたしたいと思います。

次に、イオルとの整合性とイオルの指定地を含む道内の他市町村との連携について伺いたしたいと思います。

3点目に、事実に基づく今までの民族政策への反省点について伺います。

4点目に、国との対応で、どこまでまちとしての意見を言う考えなのか。土地の買い上げの問題、温泉の利用の問題、ミュージアムショップと土産店の問題、これから出るであろう町民の意見等々どこまで国に述べる考えかを伺いたしたいと思います。

5点目に、まちとしてのアイヌ民族政策の発展が必要と思うが、考え方、方向について伺います。

最後に、アイヌの人たちだけの審議会が必要ではないか。施設に限定しない意見、考え方を聞くまち独自の審議会の設置の考え方、また多くのアイヌの人たちの意見を自由に聞く集会等を定期的を開催してはいかがかと思えますが、その見解について伺いたしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町におけるアイヌ民族政策の発展とイオル再生事業、民族共生の象徴となる空間施設についてのご質問であります。

1項目めの象徴空間に対する町としての基本的な考え方についてであります。国では、9月に行われたアイヌ政策推進会議において象徴空間の開設を2020年度とする工程を明らかにしたところであり、民族共生の象徴となる空間は先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊か

な文化を持つ活力ある社会を築いていくことはもちろん、アイヌ文化の継承をより確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展につなげていくという重要な意義を有しております。このことから、町としてはその象徴空間の考えに今まで策定したアイヌ施策基本方針やアイヌ文化振興基本方針のスタンスを持って国との連携を図ってまいりたいと存じます。

2項目目の象徴空間とイオル再生事業との整合性、道内他市町村との連携についてであります。1点目の象徴空間とイオル再生事業との整合性についてであります。国ではイオル再生事業を象徴空間の取り組みとして継承・再編し役割分担をしながら実施していくとしているところであり、今のところ詳細は未定ではありますが今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目の象徴空間と道内他市町村との連携についてであります。8月末に策定された博物館基本構想において国内外のアイヌ関係資料やアイヌ文化等に関する情報を有する施設とのネットワークを形成し資料の貸借や人的交流を行うことが想定されているところでもあります。また9月のアイヌ政策推進会議に報告された象徴空間内で行われる文化伝承等の活動においては、全道各地のアイヌ舞踊や音楽、工芸等について学び・実践・発表の場を設け、また各地域へ人材の派遣を行うという他地域との連携についても示されたところであり、今後象徴空間の開設に向け道内の他市町村との連携や交流が深まってまいると考えております。

3項目目の今までの民族政策への反省点についてであります。民族政策は国が行ってきたものであり、町としての見解は差し控えるものであります。明治以降の植民同化政策の中でアイヌ民族の歴史は民族の尊厳と自立が失われていくものであったと認識しているところでもあります。

4項目目の国との対応で、どこまで町としての意見を言う考えかについてであります。役場内の関係部局で構成している庁内検討会議で課題として挙げられたことについては既に内閣官房や文化庁の担当に非公式に伝えているところであり、今後も必要に応じ国に働きかけを行ってまいります。一方私は博物館調査検討委員会の委員として、また副町長は同調査検討委員会の組織・運営専門部会委員として今後も公の場で町としての考え方を強く訴えてまいりたいと考えております。

5項目目の町としてのアイヌ民族政策の考え方、方向についてであります。白老町におきましては平成19年9月に道内の自治体に先駆け、白老町アイヌ施策基本方針を策定しアイヌ民族の尊厳と自律を回復するとともにアイヌ文化の次の世代、未来の子供たちに引き継ぐための中長期的な展望に立ってアイヌ施策を進めているところでもあります。そして、現在国が進める象徴空間は異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を目指すものであり、町の基本方針を具現化する施設になると考えております。今後もこの基本方針にのっとり積極的に推進していく所存であります。

6項目目のアイヌの人たちだけの考え方を聞く町独自の審議会設置の考え方についてであります。本町においては、平成24年8月からアイヌ民族博物館やアイヌ協会白老支部、白老モシリ、サークルなどに所属するアイヌの人たちを対象に象徴空間勉強会を開催し意見交換の場を

設け、参酌した意見等については庁内検討会議や内閣官房アイヌ総合政策室へ参考意見として提出しております。また、白老町アイヌ施策振興協議会においても各団体の若手を含む代表者10名から本町のアイヌ施策や民族共生の象徴となる空間整備、イオル再生事業についての意見を広く聞く機会を設けているところであり、今後も勉強会や同協議会をもってアイヌの人たちの意見を広く参酌してまいりたいと考えております。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。教育の中でアイヌ文化を学ぶというふるさと学習の展開だとか教師に対する研修など道内でも先駆的な取り組みをしてきたということに対しては評価できるというふうに思います。私は実際には国を動かしたのはそういう白老町での政策がきちんとまちに浸透していったということが大きいと思っております。また、現在のアイヌ民族博物館の運営主体がアイヌ民族の方々の手で運営され、学芸員も含めて非常に育っている。アイヌ民族博物館から北大や駒澤に行って教鞭をとっている方もいらっしゃいますのでそういうことでいえば非常に評価できる。まちとの協力関係これは古い時代からの協力関係を含めて国を動かしたのはやはりこういうことが白老で実践されていたということが非常に大きいと思います。今回の象徴的施設の方針をきちんと捉え、まちはアイヌ民族によるアイヌ民族の施設と民族共生ができるよう、我々和人との民族共生ができるよう全ての主体がやっぱりアイヌ民族の方々になるように、決して天下りの施設とか研究だけの施設にならないように、まず強く国に働きかけるべきだというふうに思うのですけれども、この点の見解を最初に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまご質問の件に関しまして、国に対して町としての意見を言うていくようにという今のご意見でございましたが、現在町長が参画しております博物館検討委員会のほうでは当然町のほうからの意見、あくまでアイヌの人たちが中心となる施設となるようにということは再三委員会のほうで発言をいただいております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私が思うのは、今基本的に町が何を考えなくてはいけないかということなのです。今まで白老町でこの後もいろいろ聞きますけど、アイヌ民族政策について政策を具体化したということが私は白老で一番大きな成果だったろうというふうに思っています。このことが国を動かす、道を動かす最も大きな力。以前に私質問の中で何度も言っています。手土産を持っていくよりも白老町できちんとした政策をつくったほうがずっと効果がある、国はそういうことをきちんと見ているはずだということを再三再四私発言してきたのですけれども、そういう姿勢にきちんと立つと。これはアイヌ民族の方々が主体なのだ、共生といってもアイヌ民族の方々が主体なのだということがきちんとまちの中にないとだめだ

と思うのです。このところをきちんと確認したいという意味であります。その点についての見解をもう一度お願いします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ただいまのご質問ですが、過去にも同様のご質問を受けた中で、いわゆる今回の象徴空間の動きも含めてやはりアイヌの人たちが主体になってというようなお話が再三今までもありました。町の考え方もやはり、一問目でご質問ありましたけれども、今までの町のほうのアイヌの施策といいますか、文化を含めた施策そういう中での町の取り組み、そういうことが今回の象徴空間にもつながっているだろうというようなことと、それから過去からアイヌの人たちが経営・運営しております博物館との関係、これらについても十分評価されてきているというふうに思っています。そういうことを踏まえて、今後国の施設が管理運営、それから土地を含めての利用の仕方、それからそれをどのような教育の視点でどう捉えるかというようなことについても、やはり町としてもしかりですけれども、アイヌの人たちがその中核になってどういうふうにしていくかというのは、私どももこれからの諸会議の中では町としての立場あるいはアイヌ協会とも連携した中でこちらのほうの意見を言っていこうというふうに思っているところでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。これは他市町村との特に自治体ではなくて他市町村のアイヌの方々との連携をどうするか。アイヌ協会の会長が白老にいらっしゃいますから当然ここで意見を聞いていらっしゃるということは承知しています。それは必要なことだと思います。同時に協会の話は必要ですけれども、それだけでいいというふうになるのかどうか。私は協会のある市町村、本当にアイヌ協会の支部長さんやそういうアイヌ協会に参加している人たち、こういう人たちの白老町以外のアイヌ協会の人たちの話を聞く機会が私は必要ではないかというふうに思っているのです。それは象徴的施設を白老町に決定したということもあってオール北海道で事を進めるためにはどうしても私はこのところ、全道的なアイヌの人たちの意見を聞くという立場が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今言われるような例えば会議だとかというのは、正式には何もないのですけれども、ただ、毎年北海道アイヌ協会の総会に町長あるいは私、そして担当課長が出席しています。そういう中ではアイヌ協会の総会の議題の中で当然のことながら象徴空間のお話しかり、それからいわゆるアイヌ政策といいますかそういうような議題も載ってきますし、それから他の支部の当然そういう意見も出ます。私たちが傍聴人といいますかそういう立場でそういう会議等々に参加して、広く白老町以外の他の支部のお話も聞くような機会は積極的に参画していきたいと。今の時点で白老町がリードをとってとかそういう形での会議は開いておりませんが、広くそういうような形に参画した中で意見を聞くような機会は多く参画していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大渕紀夫議員。

〔4番 大渕紀夫君登壇〕

○4番（大渕紀夫君） 4番、大渕です。今副町長が答弁されたのはもっともだと思います。現段階としては。白老町が、まちがそういうことをリードしてできるかどうかというのは、それはなかなか難しいところがございます。それはよくわかっています。ただ私が言いたいのは、白老町にもこの間オール白老の協議会ができました。そういう中で今一番大切なのは何かというと、そういう運動、施設をつくる運動なのか、それとも中身、中身をどうするかということ。例えば北海道のアイヌの人たち全体が何を考えているかということ。白老町の行政としてもきちんと知って、知った上でこの運動をします。私はそこがなければどうなるかといったら、ただ大きな資本がたくさん投下される、100億円とも言われているそういうものができるから万歳、万歳と僕はそういうふうにはならないのではないかと思います。ここで一番大切なのはアイヌ民族の方々が主体だということは白老町にもありますけれども、北海道にはたくさんアイヌの方々がいらっしゃるのです。そういう人たちの話をどうやって皆さん方が聞いて、そしてそれをどう国にぶつけるかということが、この象徴的施設のような非常に大きなものをつくるときに最も大切なのは、私はそこではないかというふうに思っているのです。当然地元の人の話を聞くことは必要だけれども、そういうことをやっぱり。例えばいいかどうかは別にして、アイヌ協会の会長さんがいらっしゃるわけですからそういうところに働きかけて本当にそういうことができないものだろうかというふうに思うのですが、ここら辺はやっぱり自治体としてやるのは難しいですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） リードという面でいえば現時点でちょっと想定できる部分としては、自治体がリードするのは非常に難しい部分があるというふうには押さえています。ご質問の中で建物とか何と何かという表現がありましたので、ひょっとして今回の国の象徴空間の博物館、それもイメージされてのご質問というふうに捉えました。今回先ほどの一答目でお答えしたとおり全体の基本計画、基本構想を設定する部分では地元として町長も参加しましたし、先ほどの答弁のとおりその下部につきます専門部会というようなことで私も出ますけれども、11月にその第1回を白老町で開催しました。そのときに構成メンバー全員集まりましたけど、これは3部門に分かれていますけれども、いわゆる民俗学に関係する分野の方だとか博物館の専門的な方も含めてアイヌ文化に造詣がある方が参加しています。当然地元の博物館のメンバーも入っていますし、それから道のアイヌ協会の立場で、それから機構の立場で、あるいは博物館の立場でというような形で道のほうも参画していますので、広くそういう面でいえば、先ほどお答えしたとおり町が先導ということではなくてこういう中でも今の趣旨のことは十分協議の話題に出てくるだろうというふうには押さえております。

○議長（山本浩平君） 4番、大渕紀夫議員。

〔4番 大渕紀夫君登壇〕

○4番（大渕紀夫君） 4番、大渕です。蛇足ですがけれども、現実的にアイヌ民族の方々の法

律ができたときに国の審議会に入っていたのは、一番最初はアイヌの方はたった一人でした。その後は5人です。段々ふえてきていることは事実なのです、わかっています。私が言いたいのは主体とは何なのか。それまでもずっとアイヌの有識者懇談会の中でも議論されてきました。一番最初に入ったのは当時のウタリ協会の理事長たった一人です。現実としてはそうなのです。アイヌの方々として入っているのは。ですから、その有識者の方々と言われる中でも非常に考え方が違っている方がたくさんいらっしゃいます。これは事実でございます。これはもう公になっています。ですから私はやっぱりアイヌの人たちの話をきちんと聞ける、全道的に聞けるようなものが需要だということでお話をしているだけで、今の話につきましては自治体としてリードするのは難しいというのは私も一定程度理解できますので、それはそれで結構でございます。

それで、イオルとの整合性の問題ですけれども、象徴的空間の取り組みとして継承・再編というふうに言っているのです。答弁の中にもそうなっていました。答弁でこの言葉が使われるかどうかちょっとわからなかったものだから私も再質問で使っているのですが。このイオルの継承・再編というのは何を意味しているのか。答弁ではそれがまだだという答弁のようですけれども、特にイオルの継承・再編というのは、具体的に国は何を指しているのかというあたりです。国が出している基本構想のポイントの中にもアイヌの人たちの人骨に係る尊厳ある慰霊に配慮というふうにあるのです。これは正式に文章に入っています。しかしそうなりますと、それでは北大を含めた大学の責任なんかが一体どうなるのだろうというふうにおっしゃっている大学の先生方もたくさんいらっしゃいます。これは事実でございます。同時にアイヌ民族の方々というのは墓参りの習慣がないのです。例えば白老で出された木下清蔵さんの写真集。この中にもアイヌの方々には墓参りの習慣がないと書いているのです。ちゃんと文章に残っています。そういう中で慰霊碑をつくるというのは、それはだめだとかいいとかそんなことを言っているのではないのです。そういう本来墓参りの慣習がないと言われている中で本当の慰霊の仕方、これは本当にこういう形でいいのかどうかという議論もたくさんございます。それでやめるとかいいとかそうではなくて、本当にそういうことまでやっぱり立ち入って考えて、僕は白老町全体が運動すべきではないのかと。特にアイヌの人たちの意見をきちんと聞くことが必要ではないかというのはそういうことも根拠にして聞いているのですけれども、この点はどうですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問についてですけれども、慰霊施設の関係につきましては現在アイヌ政策推進会議の下の作業部会のほうで慰霊の仕方、それから人骨に関しましてはそれをいかに返還していくかということについて検討がされております。大学の責任についてはそこでは決して大学の責任がなくなるとかそういう問題ではなくて、とことん大学のほうで返還についての努力を尽くすということが前提の中で現在予定されています象徴空間に慰霊施設をつくるということでございます。そしてその慰霊の仕方等、例えば今大渕委員おっしゃいましたとおりアイヌの方はお墓参りをする習慣がないはずということでもございましたけれども、そういうことを含めた上で作業部会のほうで検討されて

おります。そして白老町のアイヌの方がどう慰霊の施設について考えるかということにつきましては、代表となっておりますアイヌ協会の理事長は白老の方ですので、当然白老の事情もご存じで、ご発言をされているところでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。この問題については非常にデリケートなところがございます。十分承知をしておりますので私はそういう問題が内在しながらこの施設、そしてアイヌの人たちのためにどういう施設が一番いいのか、また今後どんな民族政策をとるのがいいのかというような視点で聞いたところでございます。

それで、一つ先住民族の定義について伺いたいと思うのです。アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の中でも、先住民族であることから導き出される政策の展開という中で、今後のアイヌ政策はアイヌの人々が先住民であるという認識、これに基づいて展開していくことが必要だというふうの有識者懇談会の中で言っているのですけれども、この先住民族の定義について、町としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 先住民族としての定義でございます。こちらにつきましては、国の有識者懇談会、平成21年7月に出席された報告書におきまして、先住民族は一地域に国家の統治が及ぶ前から国家を構成する他民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後その意にかかわらずこの多数民族の支配を受けながらもなお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族であるという定義がなされておりまして、そのとおりであると認識しております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時49分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ただいま先住民族の定義についてお話がありました。私も本当にそうだと思います。もう1点、アイヌ民族の方々の先住権、民族の定義とかは別に先住権についてどう考えているか伺いたいと思います。世界の先住民宣言が何年前、2007年でしたか採択されましたけれども、当然日本も批准をいたしました。2項目条件がついていましたけれども批准をしました。世界のほとんどの国では先住権を認めているわけですけれども、この先住権についての考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 先住権についての考えでございますが、先ほど先住民族の定義というものが国の有識者懇談会報告書の中で定義されているというお話をさせていただきましたが、この先住権の定義というものは公式のものはどこにもございません。ただ一般的に先住民族であるがゆえに特別に認められる権利であるというふうには理解してございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。言われるとおりでと思います。私はアイヌ民族の方々の権利、これは国の先ほど申しました世界先住民宣言が採択されたときにどういうふうになっているかということが非常に大きなポイントだと思っています。先住民族の方々の権利というのは、私は2つあると思っていますのです。アイヌ民族の方々のことと言えば、1つは明治以前、江戸以前の古くから持っていた権利。これは現実的にあると思います。それぞれの国で違うと思いますけれども、今は少しずつ認めている国が多いと。いろいろなことでいろいろな対応の仕方が、それぞれの国によって違うということは十分承知しています。当然この批准を拒否しましたカナダやアメリカやニュージーランドやオーストラリアとほかの国も違うということは認識しております。しかしこういうものがあるということは事実だと思います。

もう1つは、新しい権利と言われている、世界的に言えば今一般的になっています。日本はなかなかありませんけれども国会での議席配分、こういうこととか、また日本で言えばイオルや象徴的施設、これも新しい権利の分野に入るのではないかというふうには私は思っています。現実的には新しい権利の部分は政策論争、政策論、国がどういう形でこの民族政策を進めるかということになると思うのですけれども、1つ目の権利がなかなか具体的な議論にするというふうになると難しい部分があるということは十分承知した上で、新しい部分での政策論議、ここが国も道も地方自治体も非常に大切だと私は思っているのですけど、この点について見解があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問にありましたけれども先住民としての権利、先住権、言われたとおり明治以前の権利、それは象徴的な土地の問題とかそういうのはあると思います。

それとご指摘の2つ目には、新しい権利としての国会議席とかそういうものがあるというふうには思います。ただ一自治体の中で今こういう状況の中でご答弁するのははたしてどうなのかという思いもありますので明確なご答弁にはなりません、国の民族政策という中でこの議論と申しますか、そういう中で十分議論されていくべき問題というふうには思っております。地方で今固定した課題に対して明確なご答弁というのはなかなか難しいというふうには、これはちょっと理解していただきたいというふうには思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。政策の部分はもうちょっと後でしたいと思いますけれども、1つは土地の有償買い上げの問題、国に物を申すという部分ですけれども、当然先日行われました説明会、内閣官房が来られて説明会がございましたけれども、その中で出席されている方の中からも意見が出ていました。土地の買い上げですけど現在のアイヌ民族博物館、それ以前の民族文化伝承保存財団からまちは都市公園の賃借料、これは記憶が正しければ毎年1,150万円、もっと多いときもあったかもしれませんが、少なくとも平成16年ぐらいまではずっと何十年という間これを町はもらってまいりました。多分2億円以上になるのではないかと思いますけれども、今は当然もらっていませんけれども、そういうふうにしてもらってきたことは事実であります。本当にアイヌ民族博物館は町財政にも寄与してきたということでもあります。財団の経営悪化に伴って町も若干の財政支援、来年は難しいようですけどことしまでは一生懸命町としても財団の援助をしてまいりました。こういう経過から見ても私は国に対して堂々と申し入れをしてもいいのではないかと。町の財政とかは一切関係なく、それこそこういう形の中で運営されてきているわけです。アイヌ民族博物館の館長は山丸さんで、一生懸命頑張って議員もやられた方です。そういう方がまちに対してそういうことをやってきた経過がずっと長い間あるわけですから、私は堂々と国に有償で提供するということを言ってもいいのではないかと思います。見解はないですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 土地の問題、いわゆる言われるのは今現存している部分については都市公園ということで都市公園の使用料をいただいているというような状況です。減免をしたりどうのこうのしたりということで。それから、いわゆる象徴空間の予定地になる部分については、今現在は公社のほうの所有ということでございます。その土地をどうしましょうというのはこれから当然議題にもなるでしょうし、どういう取り扱いにするかということもそういう方向性を出していくというふうに思っていますが、町長もそうですけれども、私もこういう立場になって国との話の中で、公式な場、非公式な部分も含めてそうなのですけれども、土地のほうの方法論といいますかそこについてはまだ言及されていないと。ただ以前聞き及んでいるところでいえば、当然のことながらということですが、その土地については有償取得していますので、その対応として有償で国に買い上げていただきたいというようなお話は非公式には私も承知していますので、今後そういうような土地の問題のにかかわる議題になれば、私どももやはり有償でということ国に対して申し上げていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。有償でということでお話をされるということでは納得しました。これが大体わかるのはいつ頃というのはわかりますか。本当にわかる範囲で結構ですし、わからなかったらわからなくても結構です。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 土地の整理方法がいつわかるのかと

いうご質問ですけれども、極端に言いますとそこの公園等ができる3年前ぐらいに買い上げるというのが一般的らしいと聞いております。たださすがにそれでは町としても困りますので、再三土地の整理に関して早く見解を示してほしいということは担当との間では話をさせていただいております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。もう1点、ミュージアムショップの関係です。お土産屋さんの関係についていえば、あの敷地内にできるとは考えられませんのでそこは省きます。ただミュージアムショップというのは中にできるものだと思うのですけれども、有識者懇談会や今回の民族共生の象徴となる空間構想でも一貫しているのは、当然主体はアイヌ民族の方々だと。ここの部分、中のミュージアムショップです。そうあるべきであろうと私も思っておりますし、全部ではないけどそういうふうに記述されている部分もございます。当然2つの民族が共生するということは十分承知しています。しかし、今までの経過の中で見ますと、先ほどの政策の話ではないですけれどもアイヌの人たちの文化、生活全般、過去の経過と今後の方向をきちんと認め合うというふうになると、僕はやっぱり文化と産業、生活をきちんと結びつける改革、政策、ここが私は必要だと思っているのです。これは有識者懇談会の中にもきちんと書いています。こういうことを施設の中のミュージアムショップでいえば、当然アイヌの人たちの文化が継承される、それが産業として成り立つ、そしてそれがアイヌ文化を普及し理解してもらえるような中身になる。そういう一連の政策的な見地の中でこういうものがやられるというのが私は望ましいのではないかと思うのですけれども、そういうことは考えられませんか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） アイヌ政策の部分で今言われるように生活全般にかかわる部分、それに起因する産業的な部分、それから当然中核となる文化の部分、そういうことを踏まえた中で象徴空間をどう整備していくかというのが全体の押さえ方だというふうに思っています。その中でいわゆる建物という国立の博物館が出た中のミュージアムショップといいますかそういうことについても、先ほどこれから具体的に進むであろう3つの専門部会、その中にやはり1つには展示・調査の部会、1つには施設の整備専門部会、もう1つには組織運営部会ということがあります。いずれの部会にも私どものアイヌ民族博物館の館長あるいは専務そういう方も他の部会にも入っていますし、先ほど言いましたけれども私のほうも組織運営部会に入っています。そういう中で部会それぞれが単独でということではなくお互いに連携した中で全体会議も行いますし、それから先ほど言いました部会にそれぞれ白老の関係者も入っていますので、そういう中で今言われるようにアイヌの人たちが中核となってどうかかわっていくか。それから、ミュージアムショップがどういう形になっていくのか。もう1つつけ加えてもらえると、先ほど若干出ましたけれども今回設立しました推進の活性化会議。こういう中が周辺でどう活動できるか。こういうことも踏まえた中で、頭に入れた中で、そういう国との会議等には出席

して意見を述べたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大渕紀夫議員。

〔4番 大渕紀夫君登壇〕

○4番（大渕紀夫君） 4番、大渕です。なぜこういうことを聞くかということ、まちとしての総合的なアイヌ政策を持つことが必要だということで私は一貫して主張してきました。白老町が平成14年3月に出した白老町アイヌ文化振興基本方針、白老町アイヌ文化振興事業計画、そして平成19年9月策定の白老町アイヌ施策基本方針については、これは町が出したものです。この中には産業の振興、生活環境の充実も入っています。最後にはアイヌ民族に関する行政を総合的に推進するとあります。多分全国の市町村の中でアイヌ政策としては最もレベルが高い、市町村が出した政策の中では最もレベルが高いものだというふうに思っているし、非常に評価できていると思っています。これが白老のイオルや今の象徴的施設に大きな影響を与えたということは、私はもう間違いないというふうに思っています。これは今までの行政の方々がこういうものを14年だとか19年につくったということが、僕は今それが花開いたのではないかと本当に思っているのです。そういうことからいけば、この基本方針に基づく具体的な政策、基本計画についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 大渕議員のほうでお話がありました基本方針につきましても、ただいまお話がありましたとおり文化、そして産業も含むものであるということで、現在象徴空間の開設に向けてやはり方針はあっても計画はまだないという状況であるということは事実でございます。ただその必要性、アイヌの人たちからの意見も聞きながら新しい取り組みの必要性を判断し、またその計画をつくるつくらない等について検討していくことが必要と考えております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 前段で担当のほうから若干触れさせてもらいました。私のほうも改めてと言ったら失礼ですけれども、アイヌの基本方針を確認させていただきました。たまたま自分のほうでは教育委員会にいるときにアイヌ文化振興の基本方針と事業計画に携わりました。今回全体的なアイヌ施策の基本方針ということで、こういう方向性でいきましょうというような方針が出ていますので、今言われるようにこれに基づいた事業計画と申しますか、こういうものはアイヌに限らず1つの事業をやるときにはやはり方針を立ててそれに基づいた具体的な計画をどうしましょうというふうにならないとだめだというふうに思っています。担当とも前段でそういう話を協議させてもらって、やはり基本方針に沿った事業計画というのは必要だろうというふうに思っていますので、今後前向きに検討させてもらいたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大渕紀夫議員。

〔4番 大渕紀夫君登壇〕

○4番（大渕紀夫君） 4番、大渕です。今の答弁で納得はします。19年にこの方針が2年間の議論を経て完成したのです。この当時の担当者である故久慈幸男氏はこういうふうに言って

いるのです。この基本方針は、白老町の基礎を築き上げたアイヌ民族を先住民としてその上に立って民族や文化を互いに尊重し合える社会の創造を図ることを第一として、アイヌ文化の振興、そして一番議論の中心となった教育の振興、これが今の教師の皆さんに対するアイヌ文化の教育につながっているのだと思うのですけれども、この重要性、生活環境などさまざまな角度から見た中長期的な総合的な施策方針を定めたものとして道内では初めてであると思われまうというふうに故久慈幸男氏がこういうふうに言っているのです。それを言った上に、この方針に基づき逐次環境や背景等の状況を把握しながら基本計画の作成に努めていきたいと彼は言っているのです。僕はこれを読んで本当に感動したのです。だからやっぱり、彼はこれをつくり上げてイオルは知っていたけど、多分象徴的施設はきっと彼は知らなかったと思うのです。そういう中で今この形に結びついたというのは、私は一番最初に冗談でちょっと言いましたけど、地方陳情に行くときサケやイクラや肉を持って行くよりも、こういう政策を白老で実践したほうがよっぽど国の人たちは認めますとちょっと冗談めいて言いましたけど、私は本当だと思うのです。ですから慌てなくても結構ですけど、広くやっぱりアイヌの人たちの意見を聞いてこの政策をつくり上げる。それは多分民族の権利の問題や象徴的施設の遺骨のことなんか問題になると思います。しかし私そこを避けなくて、やっぱりきちんと議論を尽くしていくという町の姿勢が国を動かす、またアイヌの人たちの心を動かすのではないかと考えているのです。ですからその前段に副町長から前向きな方向で検討したいという話がありましたからあれですけど、僕はこれを、慌てなくてもいいですけどなるべく象徴的施設にきちんと合わせてこの計画をきちんとつくる必要があるというふうに思うのです。もう一度見解を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今前段で当時の担当者の説明のお話もありました。今言えば何かおかしい答弁になりますけれども、この基本方針の中にもいわゆる基本方針に基づく計画の作成と明示されているのです。ということは、やはり今の担当が当時言った言葉のとおりこれに基づいて計画書をつくりましょうという路線はある程度はやっぱり頭の中に描いていたのかと。それが、言葉は失礼ですけどもずるずるという感じできているのだと思います。ただ、今言われるようにこういう方針に基づいて全分野を網羅していますので、そういう中で1つずつの施策をどう考えましょうかというのは先ほども言ったとおり必要なことだというふうに思っています。これががんじがらめの何年には何をやる、何年には何をやるというのはなかなか難しいですけども、やはり考えられる施策といいますかそういうものはやはり持っていなければ、担当者が変わる、あるいは時代が変遷するそういう中ではやっぱり見えてこなくなってしまうというふうに思いますので、そういうものの事業計画というのは必要かというふうな押さえはしていますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。それでそのことを前提に先ほどもちょっと言ったのですけれども、文化を発展させて現在の中にその文化を生かした伝統をきちんと

と守りながら産業に結びつける。僕はこれが簡単にはいかないというのはわかります。理想論だと言われればそうかもしれません。ただやっぱり、彫るとか、織るとか、編むとか、つくるとかそういう過程にアイヌの方々が参加する。イオルが何であるかという、イオルはそういうものの原材料を含めたものをつくるということなのです。象徴的空間ですからそういうことでいえば文化の伝統と生業を結びつけていくような仕組み、アイヌの方々が本当に先住民として誇りを持って仕事も自分たちの伝統文化を生かして仕事ができる。これは例えばそれとは余り関係ないかもしれませんが芭蕉布なんかはその典型です。それが観光と産業と商業とが全部結びついているのです。やっぱりそういう政策これはもちろん町だけではなかなか難しいと思います。道や国とともに、そんなすぐではなくても結構ですからやっぱりそういう展望を持って原料から育て、そしてそれが伝統文化の中できちんと生かされるというようなそういうものを考えて政策ができないものかというふうに常々考えて何度か質問もしたのですけれども、考え方はどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ただいまのご質問も生業ということでは産業ということ、あるいはアイヌの人たちが生活できる生業というようなご質問も受けております。今いろいろな事業の展開の中で、いわゆる人材育成というようなことで事業も展開していますが、それが今すぐ商業として成り立つかというとなかなか厳しいところがあります。ただアイヌ文化あるいはアイヌの文化を産業に結び付けていくという中では、やはりその人たちが片手間ではなくてそういうことができる仕組みづくりといいますかそういうことも含めて今の時点ではちょっと検討させてもらいたいというような、またこういう計画の中でどのような位置づけをとっていいのかも含めて検討させてもらいたいというふうに思っています。ただ平取あるいは阿寒の方々もなかなか、全道的にお話を聞きますとなかなかそれで生業として成り立つかというのは非常に厳しいところがあるというようなお話も聞く機会がありましたので、そういうことを含めて私どもも検討させてもらいたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。当然国や道の方針、政策はあるわけです。そしてまちの考え方もきちんと打ち出していくと。今とても大事な時期だろうというふうに思います。今までの議論の中で私が思うのが、アイヌの人たちの意見をよく聞く。北大の遺骨の問題、それと象徴的施設のかかわり、博物館とアイヌ民族のかかわり、それは運営主体、構成、考え方、働く人全ての部分できちんと意見を多くのアイヌの方から直接聞くことが私は今非常に大切だと思っています。それは全道的になかなか、先ほどお話ししたように難しいということであれば白老町の中で。確かに答弁にありますようにサークルだとかいろいろなことで聞いていらっしゃるかもしれませんが。アイヌ民族の方々だけの審議会、これは象徴的施設にかかわらずこれから政策をつくる上で、また計画をつくる上で、私はどうしてもこれが必要だろうと。アイヌ民族の方々だけの審議会をつくる。また集会をもって1年に1回なり2回なりアイヌの人たち

だけの意見をきちんと聞く。そういう姿勢が今我々にすごく必要ではないか。もちろん民族共生ですから我々と共生していくということは十分理解しています。しかし今までの歴史を考えたときに、どんな意見でもきちんと聞くという姿勢が私は一番大切だろうと。そのことをやるのが、多分道や国を動かす大きな力になるのではないか。それはその人たちだけの意見です。大学の偉い先生のお話を聞くことも大切です。それは否定しません。しかし私は、そういう姿勢がまちにあるかどうかということのほうがもっと大切だと思っていますけれども、これについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 町長のほうから答弁させていただきましましたとおり、現在アイヌの人たちを対象にした象徴空間の勉強会、それから白老町アイヌ施策振興協議会というものが審議会という形ではございませんがアイヌの方たちから意見を聞く場となっております。実際施策振興協議会のほうにおきましては、審議会などという形式ではないにしても若いアイヌの方が出席されて忌憚のないご意見を伺っております。ですので、まちとしては今現在あります勉強会なり協議会を引き続きうまく活用しながら広く意見を聞いてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 先日テレビを見ていましたら坂本龍一さんが出ていまして、ウレシパクラブか何かに出ていたと思うのですが、そのとき彼は何と言ったか。和人が学ぶことが大切、アイヌのことを知ってほしい。こういうふうに言われたのです。

私は、象徴的施設というものができるからやるという考えではないのです。ですから象徴的施設に全く関係のないアイヌの方々の意見、そういうところに僕は非常に大きなものがあると思うのです。それは携わっている人、関係者の人は一生懸命やるという考えですから、それから取り残されているアイヌの人たちはたくさんいらっしゃるのです。本当にアイヌの人たちの心、気持ちを知るといえるのはそういう人たちの意見をどうやって聞くかということなのです。それが僕は行政の仕事だと思っています。この民族問題での。象徴的施設ができるから話を聞くということも結構ですけど、私はそういうものが必要だと。だからたくさんアイヌの人たちを集めて、それは何をやっているのだと言われるかもしれませんが、そういう姿勢が、私はこの坂本龍一さんが言っているのはそういうことだと思うのです。今そういうものができるからとかというのではないのだと思うのです。だからそういう意味でアイヌの人たちの話を聞く考え方、検討する考え方はありませんか。現在の延長線上で物を考えるのではなくて新たな民族政策を白老が考えていく、それがこの象徴的施設に大きな影響を与えると思うのですけど。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど答弁した中で勉強会、それからアイヌ振興協議会のお話をさせてもらいました。今のご質問の中で国立の象徴空間のという勉強会、象徴空間ができるから

ということでそれに対して言わせてもらえれば、私ども先ほど言うアイヌの総合政策ということでアイヌ施策推進室という、行政の中の一組織として組み立てて今現在きていますけれども、そういう中では、先ほど言いましたアイヌ施策振興協議会、これについてはもう平成14年から協議会をつくってやっておると。当然そういう構成の中も先ほどのなかなか1つの会議の中で全員とはなりませんけど、その代表としてアイヌ協会の白老支部、それから博物館、それと今活動している白老モシリ、それと民族保存会、それとサークルというような形で、その代表の方に参画していただきましていろいろな意見を聞くと。これは当然博物館がどうのこうのということではなくてアイヌ施策としての振興のお話を聞くというふうに思っていますので、当然先ほどのご質問にありましたけれども、基本方針に基づいた事業計画とは、そういうことについても当然振興協議会の中でお話をさせてもらおうし、意見もその中で出してもらおうというふうに思っています。多分ご質問の趣旨云々からいうと名称にはこだわらないというふうに思っていますので、例えば諮問して答申をもらうというのであれば審議会という手もありますけれども、十分内容的なことについては今の協議会の中で展開できるというふうに思っていますし、そういう事案、事案についての内容によっては協議会をまだまだ充実していかなければならないというふうに思っています。重複しますけれども、そういう方々の意見を聞く場としては今協議会という場面でいろいろ意見を聞いているということであれば、これを発展的に進めていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。これで最後にいたします。イオル、伝統的な生活空間の再生、民族再生の象徴となる空間の中で、アイヌ文化の発展と新たなアイヌ文化の創造の中で、アイヌの人たちが誇りを持ってアイヌ文化の伝承活動、そして原材料から日用品、お土産、食事、芸能工芸品までつくり、産業としても民族の誇りを持って仕事ができれば、こういうものをつくっていくことが白老町でできれば本当に素晴らしいと思いますし、白老町と北海道に課せられた中身だと思っております。もちろん、当然国の財政支援が必要ですが、そういう中で先住権や民族の権利の問題を含めて国が実施すべきこと、それはきちんと実施してもらいながらアイヌの人たちの声をきちんと伝え応援し、サポートする。それが当たり前の我々のやる仕事だと私は思っています。町民の声を大きく盛り上げていく先頭にまちが立つべきだというふうに私は考えております。

この見解ともう1つ、アイヌ民族の日の設定ということアイヌ協会の方々が考えていらっしゃる今。国にも要請しております。アイヌ民族の日というのを取り組んでこれを国全体としてつくって、そしてアイヌの人たちの認識を深めてもらうとこういう運動がアイヌ協会でも起きているように聞いています。

それからもう1つ、町から文化庁への派遣職員がいらっしゃいます。大変財政が厳しい中、私は専門職員を養成するというのはとても大切だと思います。彼は若いですからずっと同じ職場にいるというのはなかなか大変かもしれないけれども、ただやっぱりそういうことが、人数

が少なくなればなるほどやっぱりきちんと専門的に物事を考えたりやったりできる職員が必要なのです。この職員に対する、もうたしか2年目くらいになるのではないかと思うのだけど、今後どのような考え方、あと1年くらいはいたほうがいいのではないかと私も思っているのだけど、そこら辺の考え方を伺って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） アイヌ民族の政策ということで象徴空間として白老が選定されたというようなことで、国が中核となってやってもらう。誤解されたら困るけれども、やっぱりアイヌ民族の政策は、国の政策として国がきちんと責任を持ってやるというのがまず第一のスタンスです。それに基づいて選定された北海道白老町がどう受け入れ体制をつくって、それに対して町の施策としてどうやっていくか。これが大事かというふうに思っていますので、私どももやはり選定された地元の白老町としての責務としてどういうふうにアイヌ施策を打っていくか、計画を立てていくかというようなことでいえば先ほどの答弁になりますけれども、そういう事業計画をつくった中で白老のアイヌ民族施策を考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、アイヌ民族の日の設定云々とありましたけれども、これは先ほども言いましたけれども、基本的に国のアイヌ民族政策としてどういうように持っていくかというのは国のほうで本当に十分考えていただければというふうに思っています。

最後に派遣職員です。24年、25年ということでことし2年目です。立場としては法的な身分は研修生ということで、白老町から派遣しているというようなことで今2年たちます。象徴空間の中核的施設となる国立博物館の整備所管部署で8月に策定した博物館基本構想の策定にも直接携わってきました。町としては職員を派遣したことで、いわゆる国の動きが速やかに情報として入る、あるいは地元の私どもの意向もその職員を通して伝えやすいというようなメリットといたしますか、有効に派遣職員を活用と言ったらちょっと語弊あるけど、怒られますが、業務をさせていただいているというふうに思っています。今十分そういうことから考えれば、まだまだ力を発揮してもらいたいということを考えれば、もう1年派遣をというようなご意見もありました。私どももそういうようなスタンスの中で今国とも協議させてもらっていますし、そういうような方向で私どもは検討したいというふうには思っています。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、4番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。12月会議は明日10時から引き続き再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延